和書門
類 二〇六三〇 號
五九 函
五九 架
五九 冊

内閣文庫
和書
類 二〇六三〇 號
五九 冊
二〇三 函
五九 架

内閣文庫
番號 和 20630
冊數 55 (22)
函號 203 25

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

林氏藏書

七女

九二歲　諒闇　任太政大臣

四月一日更衣改服函服事

樫斉院除服事　源氏訪服事

大殿若君御元服事　夕霧大將之也

六位還殿上事

冠者君付字事　花東院有此事

入学事

寮試事

浅草文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

文人擬生事
梅壺女御立后事
源氏立后連續事
源氏任太政大臣事
大將任内大臣事
冠者君与内大臣四君服姫比〻奈遊ぶ事（原園云女梅案大納言小方ニ〻）
雲居雁乞之
内大臣殿依姫君事怒大宮給事
姫君奉渡内大臣殿事（姫君十四ニ〻）

五節事
惟光良清女為五節事
冠者君聽直衣參内事
源氏造文於筑紫五節事
冠者君を文ふ惟光女五節事
花散里君為冠者〻後見事

九三歳（太政大臣）
正月太政大臣覧青馬事（忠仁公例ニ〻）
二月朱雀院行事（三月女院為忌月故之）

於御前文章生試事
太柏殿太后御対面事
大学寮補進士事
同秋除目任侍従事
六條院造作事　六条院京極中宮御故宮通四町ニ
元四歳
春式部ノ宮五十御賀事
八月六条院造畢御方々移徙事
花散里　艮町　紫　巽町　中宮　坤町
九月秋好中宮被下紅葉於紫事
紫上御返事付五葉松事
十月明石上渡六条院事　乾町

し女

以詞并歌為巻名

斉源

をとゝ先こゝもとかみさひめとんあまの神

ゝ紀世乃友よりひ色あれと

祝しゝ所あり所ゝをゝあれと

ゝ代ゝ所ゝいてゝゝし代奇代前ゝ

初にあり

河

凡此巻五節所事為宗の有此名

祕

巻名以詞并歌号之五節代事ゝ有

よ号ゝとゝみしゝり源氏巻二の巻月ゝり

来ル十月まてに事みんなり　元日
寄　源左衛門より申ようなる人　花之丸様まて
雲井の屋敷年貢より
私云十月迄てとゝいること

ゝゝゝゝて宮殿様ゝてもあるまて
河　薄雲女院一周忌諒闇色改ゝる也
元　去年三月薄雲様ゝ出ゝ乃三
月周忌ゝ改ゝる事也　寄月
秘　薄雲諒闇三月迄也今諒闇等迄
月乃長ゝ也
五月色ゝゝ改まれ衣人のもと
河　陳服事之陳服ゝゝ服ゝゝ
ゝゝ

天下皆諒闇の時節なるゆへ則
又四月又五月なるよりなり也
御てまはつるゆへ
賀義なき也
大くの人元旦なるを
秘 四月天氣和又清といふ
元 四月は清和の天氣といふ
等 諒闇の後世中其人の心もちよろしき
也

御薬院はいはゆる
等 今年はそりあるなり
なぜ此斉院みくの事なるや
いはゆるにはゆるつまくるんこと
はゆるれかはゆるれること
桃園の庭ふあるなり
秘 斉院はゆるくん祭なるなり
はゆること
大殿ゆるはゆるなり

河
秘

赤院法様乃日数地
賀茂法様日之条乃三百あと五年間
関年日アリ云と
ゝゝ

私文の和somtoり奇へうとろ和
花
ちて此ゝ間てとアリ注保典法みの
和文ハ此奇にうるとれ初へとこれ沖
様乃日間くい赤院の法服よなる也ゝ
角ゝとも思ひうはるとん也

私三年兵ゝゝハトヨアリ山系を用ひい
法是ゝも奇へ法也てみゝ記
ひきゝ川世の法も立ゝり者みゝ乃
ゝゝ此角ゝ也
思ひひゝれ事ゝ也去年角ゝ斎院か
ゝ保思ひひゝ也りの法ゝ事中ゝ
者ゝみゝ記ゝ法服此の様乃事也
いゝゝ斎院中りのゝ也て法服法
ゝ記ゝ思いゝるゝ也

夜を測よう世なり此物語りなり

ひ

ありけるやうて四位ひもきやうといふ須達ち
乃屋つまに夜をそなされ所川の側よ
そなりいつり夜を何れ測にいつ事ハけ
物語もうちに男ハるけはしやけ去
そなれあるうを所立ちてみとわり君ち

寿

みそ紀に斎院の御服の事
君ち兄そ紀とに除服の日の後の事

いはるう斎院ありさ世ちく除服ハ
そそうはるん中を四ひけるるとも也
或文の祝詞の除服の事とみしの去
寿ちく斎院の斎王みそ紀りあのの所
ちそいりくさ世にもなる紀をくれこ
とくいそ紀とにあれて之ちさ
やといふ紀ハけきやいのそそ紀也今
は除服といみそ紀ハいにのとる
ふるるわかさるんとあるを除服と

いかゝ成ハ
私世話傳来之なむそ
乃事を日ハ前北事も今日除
脇ハ
ものの条目くハ法様ハ
今年ハ夜乃屋つまあるたあるみ
ハ成ハ事ハ法様のハ
ハ日ハ
ハ成ハ

ひ
紙乃紙ハ
有ハ
秘
ハ花ハ
ハ
ハ
寿
大ハ
ハ
秘
ハ
何事ハ

五條寺院

ふる雨さしこめられたる所のもとにてもてあそみ
て花の世をかなしみ給ふ世なり

河内

飛鳥川淵にとゝまりぬるわが宿をせゝ
らぐ水のおとにたとへられ

む

あすはたゞつまとはひられぬるを一め
くりにぬるゝ袖にせきかねて
世の人今はたゞ飛鳥川ふちもかはる世に
なりにけれ

秘

除服のみそぎ月日はやくすぎぬ

飛鳥川ふちしのんで

或尋花云此歌は清服をみそぎ給ふ清
水寺月詣しける年はかりの前よりと
やうにてみそぎの所なれ
をとりてやはらけてみそぎ給ふ去年の春てい齊院
まてはゝりて後文をよこす花
はつて此みそぎ所にみそぎ給ふ

私

トアリ

此寺花の事長保二年に不見河原の院

毎年之花見にて一ときりにて清涼殿
ときはなとまるての宮くれはてゝ
月ときはなるあつまゝ花衣のも
きてはるゝ式のまに御帳
のもとにあれもとみはてゝや
ときはなとゝりに

秘 奇妙にて御事を初ふかゝ
ときに四月ふくゝ奇妙とへ寿同
四月ときに先くゝ中ちと

はるあ日ゝ先て
はるも
御ふくゝ中のほゝ

秘 又高貴御服をあきはゝ青服を用て
はるゝ年世はゝ
院いみ院記事に

秘 院ゝ新院之院ゝ院ゝ院ゝ院ゝ
ゝ記之
はるれ初ゝ院ゝ事院ゝ院

くゝ之ゝ

きゝ紀之ゝ兵れ伝ゝ

風流ゆゝ紀ゝ伝ゝ

ゆゝひて之ゝくゝ

うゝ之ゝ

秘 齊院ゝ内ゝ

つゝの事ゝ

女五乃宮ゝ

女之ゝ

ゝ

收ゝ

ゝ

ゝ

秘 齊院ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

よりけにとは女いひたり
秘　女又宮三条院よりの斎宮ハ教訓し
給ふ之
奇　女宮斎院の給ふにて源氏君給の
給ふ也
あにかけ給ひし儀なれ
或説三条院女三宮も斎院たりて給ひしれ
事ハあまたとも思ひ給ひてかくし給之
私源氏ハかねて此かくいひけるはかなき事に

とかくいひてきこゆるにや
女宮ともかくしてにかゝり給て
秘　源給ふそ人のよろこびしるし給はん事
事に思ひ給ふ也
奇　三条院よりの給ふ事その給ふ之
或　さらにとうにしかし他縁よりなりて京國れ
とにかくかはる事之え見給ひかくしれ
源氏をも御心とし見給ひ又ん之
私京國乃御法にやゆまつり

おもひぬらし事始

式部卿宮ハ源氏むこになさんと思ひ

なり給ひし之

あれからにすてゝきれ也

承香殿乃院并小国のあるかりし也

くるしきにおもひしあり

式部卿宮後悔ありしも女五乃権へ乃

給之

たまてと二大殿乃姫君

秘
葵上之

三宮乃おもひ給へん

秘
葵乃母宮女五乃宮の孫之

式部卿宮いさゝかにゆかりつまとて三乃宮

乃ん御ちゝうらとく秘ハ調さもくらへき

つらしと也

えたりねとりめくりと見せられし人

秘
葵上之　花同

たやすくおもひ世まゝも

源よりあひ給ても似合ぬ事にてハおなし之

[illegible]

河

[illegible]

秘

東院より[illegible]

[illegible]

也

此[illegible]の[illegible]にあり

[illegible]

東院の[illegible]

[illegible]

[illegible]宮[illegible]

東院の[illegible]

今[illegible]

[illegible]

東院の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

かせねとゝ之
宮人と
秘 さかきの人く之
いせうしゆかこゝあを
弄 六条院のゆかん之
宮人とも源へられんかせなりといふか
ある事から出んやと斎院れはめつく
見れん之
かれ御あん門かしれ

秘 源之 弄 源氏ん之
こゝろんをはなし
む 見より八源氏君のんに思ひあか事之
ゆんやかりさあもんかとおほさゆへし
秘 見まて斎院乃御事をいゝり
斎院乃御ん住居かりしさんもやうゝ御
事かとい世りと源八気上之見と権
のんれあかくもはうれ而をかゝ心ゆ
よ源氏く思ひあかあ御色つきれを権八

三り給て宮人なるの川いまそいるの事をなりていと用意ありあるに
こゝろへしとい源氏んと密にてうもの
大殿つゝ氏うの君
秘 ものりの事の事
はせんつゝ氏の事
秘 ゆ事十二月之 春月
ゆ事十二月之十二元服の事相愛を注ス
大宮のいとゆゝしきに

秘 ゆ事の紙母
かの殿ゝ
秘 三条之
右大将殿をとゝ先
秘 二条殿息之 春月
坂よ致仕大臣ゝ氏中将ゆ事
乃伯父
はゝきゝの殿ゝ氏ん女ちり
右大将の外戚大納言春宮大夫なる

元服後叙
四位例
兼和元慶良
叙を加冠即叙
四品同二年
正道王加冠
即叙四品
源融朝臣
花内裏加冠
叙正四位下

系図なり

四位なりてやがて四位――

年花にあり

元

叙するのみい元服の時やがて従四位下叙

して源氏君のつぎの源氏の例なり

すなはち叙されぬ准ずして四位を叙し

給はんと宣ふ事なりしかども花散

殿なりし也

一世の源氏は直ち従四位下に叙せらるゝ

三世は二世の源氏なれば五位に叙せられ

ぬれども又三世は世の例なりとて

定て四位に叙せられぬと也

孫王直叙四位事上古定事 見續日本紀ホ 不遑奥録

河

選叙今日元薩皇親者叙王子従四位下

諸叙王者不限品元品皆是一門令称叙王不注品

皆者依此例

源興基 弾正尹人康親王男 貞観八年正月七日叙

従四位下無位

源博雅 兵部卿克親王男 兼平四年正月七日

叙従四位下　同元元位

親王子五叙四位雖為流例一世源氏大臣息

大略叙爵欤源叶信大臣子同静光大臣子伊湊兼明

親王子　忠賢高明大臣子　皆是叙従五位下者也

六条院于時大臣也　如何因茲四位多〻てんら

〻とれたる人〻も猶有斟酌元

或四位四位多〻斟酌にて六位は

多〻の〻の先い大学頭道より入せんたれ之

平人い七位多〻とり六位の〻りて大学の

たよ入をい位のさりて六位のて大学の

道にいまをより位の源氏の公卿勝ち

そひいなれ

久寿元年之

雅キヒリ日本紀　イトキナキ之

うるんにゆるせ〻れ世ふく

保元元年ひなる道よりあり

ちゆくりあるんと也

秘 不意之れとひろりもなくゝ

なりたりて殿上よりくだる

源英 六位緑袍 童殿上仕後還昇之

秘 あさたちの六位の袍をいつり殿上にくるとゝ

夕霞い童殿上てゝて童殿みゝゝ昇殿

しもれ人なるれい殿てかりのかるまゝ

とゝいり

一世乃源氏のゝゝゝ薩従五位下なれて

あけの袍をゝて昇進をゝたり冠

者乃君はなさたをゝのる事二ゝれんあるゝ

五位の殿なりとゝもいまゝ叙爵せさ

るけい五位也延喜縫殿寮式ゝ五位源

英とゝ人なるにたりて殿上にくる

しゝいり五位ハ黄袍とゝ二位ハ紫袍

乃奏にゝるゝ作りゝ一ゝ六位のみゝゝ

袍をなりたりとゝいり緑乃色ハ薄き苅

安とゝて源氏なりたりたる色ゝゝ

ひゝゝなゝゝゝれゝゝて三条上乃なの

殿詞は六位をくせといひし事の事に
はあらざるべしやいかゝ所詮は位を
ゆるす六位の祝はして還昇せりとぞ
面白にや
はんべいはんべありて
秘 大宮院は新参の殿下にて
あれ事さまゝしかるべきよ
六位はすべきゆゑなれば大
方はのがるべ

をひはぎ申べう
河 加階をするゝ人は遁世申
さる事也 新勅撰
或説云老ぼれ法師なれば
さんべ 仲河
秘 昇進する人乃遁世せんこと事日
私なりはかりあるべきを申
さにをつる申べう也 申の初
だがよみにはあるべさん乃

西三條右大臣良相公兩院左大臣冬嗣公の
子也大臣息大学博士道真の例
せくりく河海まなびをなす
尚書大傳曰古帝王立大学小学使公
卿之太子大夫之元子士之適子十有三年
始入小学見小節年十有五
入大学見大節年踐太子年入小学知父子
道長幼之序入大学知君臣之義上下之位
實録曰大臣在童雅局量闊明及於弱
冠始学大学雅有才弁
論論三年学不至於穀不可得而已
負觀格云大学尚才之処養賢之地巴
天下之俊咸来海内之英並萃游夏之
徒元非公相之子楊馬之出自寒素之
門高才未必貴種云云未必高才且夫王者
用人於是貴朝為厨養乂登公卿
秘
礼学記玉不琢不成器人不学不知道之也
故古之王者建国民君教学為先

雖有嘉肴弗食不知其美雖有至道弗
学不知其善
大學鄭氏注云大学者以記其傳学可以
為政也
丞相乃至大学の道よりの事良相云
後賢御ふの例を
或御説に藤氏勧学院源氏を將
学院橘氏学館院なれはなり其
氏々々儒者あるべし

いはゆる二三年の
学文をとりなるもの
乃至立身
みはるいたるへ乃うちに
秘 原氏自称
あるひるなかに
相みるの御前
毎々こそはなりはべりあに

秘

延喜の帝よりあひとりの臣にたまはれ
さうなくとられぬ事にぞおぼしめす
文ども
尋（モニ）ねしに文（サイ）なし文のさしいで
こしたれば人々の事をかの
まぎれぬるなる道をとたづね
事あれども
さらにかたりもしたまはれぬ先人
〜

秘

賢子も亦文よりそをふことなくなりぬ
さるまゝに況愚子乎
ものしこそらもたるかしといて
命をもかにまさる事いなかるひと
ちれい大なる事と常に文に敷聟と
ものもあれども也又見過北師減師半
德といひ又文の道をこれをかる
しかるべし
私保元の頃延喜の帝より何

もはら人ハ学すれハ愚なれとも而して大学
ミも全して源氏なと人乃まなひくハ文
書乃いろにもうつるなんとハ云之
はなくはらこり川く兩てつきゆらん紙との
ゆくさた

さるに源氏くにそよりゆくハ傳て
あらんやう也兩なつきゆらんとハ懸隔なり
もよりわん之
多ハ家乃よとして

世間乃事然あけくの也
位ある人家に生れ官位有財宝富
貴にかねまは学文なとに勇然くる
むれ人ハたすらとも也
時ハうしみ子世氏人乃しをにハよなかし
ろさなくは

河
かはしろ乃月くりし也或月かしるき

花
駒 史記項羽本紀
ちらしそかはしろ乃をしはくトアリ

注上ハ法ハ世ヲウスレ風ヲニシテ下ニ
ウレレンヲ
カヒヲ分ケ下ニ紀ヲ同也
鼻ヲ切ヲ
ハ下ニ下ニ人ニ有ヲ
ハ代ニ下ニ或ハ権威ヲ新ヲ
ヲレ下ル時代ケ下ニ
世ニ下ニ有ル人ノ追従ヲ
威ヲヲレテ有ル人ノ

今ハ下ニ紀ヲ
ヲ

ナ代ハ代ヲ
ヲハ漢ヲ有ル
ヤ有ヲ

河
和国魂　和ヲ魂ノ

ヒ
わ国ハ下ニ有レンヲ　秘事曰ク
ハ下ニ下ニ

秘
南ハ下ニ有テハ叙爵ヲ下ニ紀

事終いとり

當今の事之六位ゟ下ゟ成れ

しとも坂家ゟ出ゟ家ありと源氏物語之

ほいの世ゟ

久音流よい沒ゟ捕作の賢ゟ出ゟ

なゟんして旦ゟ一和之ト也

作ゟ出ゟ家ん場ゟ

ゟりゟん 白

秘 源氏歳ゟ出れて後ゟ

ゟ 私はみよ源氏物語ゟ

わゟゟ事也

多い海ゟ

ゟゟみ作ゟ出ゟ

わゟゟ人ゟ

河 窮途 急 日本紀 窮者 同 薄 ゟ字ノウスキ 紙アリ

うほゟ物語ゟ

ゟゟ

花

出ゟ窮者之除月の四品ゟ籍ゟ

内豎窮者といふ事ありたとへは大学
北流ゝ〳〵ゝ有ゝ昇進あと
をせぬゝ之
窮者にて大学北道ゝゝ北まゝ昇
進なしをせぬゝ所ゝにゝ早
乃北詞之
私せりゝ之れ大学の流ゝい窮屈
てゝ所ゝをなる事にい色れ北学
内ゝゝなの事なゝゝ内ゝかゝゝ北

ゝ学れゝ
うちゝゝけ北ゝゝ
秘
大宮之
けゝゝゝも
所ゝの程もひゝゝ事ゝゝ北ゝ之
ゝ北大将ゝゝも
内ゝゝゝ人ゝれ
ゝゝゝ人ゝ内ゝ
ゝれゝゝれゝゝ

久世中納言殿大文字ゆゑ
大将乃宮門籍ゆるしとゆゑ
秘　乃宮門籍い大将と別殿ゆゑ
東園寺殿大納言春宮大夫二人の間ゆ
乃宮門籍ゆるさ
あさゆをいとうしと
六位ゆ事也大文字殿御也
うらわかひゆゑ
秘　御人

いとさよふけても
色より御ゆ初
さよふけうれとまゆ御ゆりてさて文も
うなゆ事ゆ事也こゆ人乃ほと
よとい　久世乃事ゆの御也
色くよの御ひて久世事ゆ心
うゆくみもゆ御ゆ
かくとんなもゆてすゆ御ゆ御ゆは
御ゆ初字文とて西の方ゆ言ゆたり

[illegible]

[illegible]

二条ノ東院ノ

秘　字ノ儒者ヨリ[illegible]ヒテ必ヤ文章

院ヲテ堂監ト[illegible]ル[illegible]

也文屋康秀ヲ[illegible]序ヲ文林ト[illegible]

モ字ノ[illegible]ヲ[illegible]

河　礼記曰已冠而字之成人之道也　字所以相尊也

今案六位冠者其姓字ノ具ヲ江橋宣源

栄ナト曹司ニテ嘆ク

水原抄云他今夜友原ンモテ大堂ノ字トセヨ

文章院ノ堂監ト申者ノ書クタス夏侍ノ

是ハ當時モ枝院ノ初参ノ時吉書学生カ

入学ノ名簿シテ秀ヲ随所ノ[illegible]ル時堂監ニ

下スカタケノ漢家ニモ侍マウニ本朝ニモ假令

忠臣トイヘルカ字ハ達音是躬ニ侍ニ近代

其後モ絶侍リ登有ノ時ノ時必字シツケ

侍也

学生入学の時文章院の堂衆ちかくに
名簿に字をとゝ聖廣と作る字は安房三三
善清行カ子なる三魔といつりし者の
あるにもあらぬにとゝ

あるべしいづれ
あるべしと作るゆゑを思ふ
いづれに所書ぬ
そもそもとゝ

河博士臆

はうの所書
秘法法師よりとて所をとゝ
事ありしかるに式部とゝ
をこの人なり

志ゆくは道ゆく
賤しきものと合してこそ紛らしまれ
於こなふ之
家よりほうかもとかくされ侍りてくやしともの
うけ給はんくさうしと
秘
窮しかれ儒者とといふ皆偽意者之
或抄云
紈袴不餓死
儒冠多誤身
弄
偽衣之
私儒者は和漢ともに其名をは儒道者と
いふや貧儒者とおほくいへり 弄

弄
かくなし 本
人にかくされ装束なれともうらはかりけれ
とかくりくくらうた一本にかくらうなし
河
ことはれなれはやつと成てきぬもなき
他所より求出されし装束かくしてうちた
といふ古弊の袍の肩の破裂しぬへき
やれぬるを
伊勢物語云志かれはこゝろにいへる
きぬをあらひてみつからはりけり

[illegible]
わすれもなく[illegible]
かるべきもの[illegible]
てゆくなきにあらず[illegible]
こゝろの[illegible]
あるべし

[illegible]

因云理学之[illegible]
[illegible]

秘
[illegible]
色[illegible]なるもの

秘
酌をすゝめ之
[illegible]取色[illegible]
てゝ[illegible]代乃事之今を[illegible]節
今乃時[illegible]
すゝ[illegible]

博士[illegible]
私[illegible]酌[illegible]

くはしくひらがなをもちいるなり
みなもとの事あてあてそうしたる也
それをそうしてあれといふ也
右大将殿の御ものがたりなれば
ものがたりなり

尋

物がたりの事
ものがたりとかたりて日和と伊勢物語
あつまれと思ひしに乃事はれはれ
くふるものんとうに物がたり

乃んとうみしに伊勢物語天福本乃表
にあるかくとうの字に濁て声仮名也
是は物語なり
あるとしてあり
をうしはくるふんを
をうしてあり

とうをいてて

河

やうめいとう貴族社会例よ近世の事
を色代とれはやうめいのこと
ゑ巡流之 松河流 乃也ゑしとみて作道

と申いつとみ申ありと申事ありとて
ろ紙うる事
をうらいとも申ものいとれいひさうにて
候事

元

別ようる事

寄

早下乃和之垣下よりさんかりせんかよ
事なり大饗なるとにも人数此ものの人
此ものいるとれ此ものとるれさんたりとふ
あるいい饗ことうにても大学此元なり

此云卿ひさうる 非常
ありとて之度につき
給ことも垣下とい云之人数のものをとると
いふ元
此事十ケ条こ之たゆとい元此学之
数勇を元なるとと早りとうらいもと
なりしい垣下此人とい之大饗なるとに
も垣下乃云卿とてあるにてもさ
ばかるる人数のものをとかく
下乃儒者とも乃中に大なるとも

ことはりなれ事ゐおもひすてしと申しゐすや
ひたふるに侍りし也
秘
此たに侍りける之
かくはかり思ふことしと侍れはにうつきを
秘
大学の衆乃顔之やうに人々思ひをも
ふるしてはおやかけよはらうまつる
世にふるきことする道命なるらしなりし之
大学乃衆相之一係しかる大学衆
小大輔民部なとのをうもとの阿
為しにくからけとくりはる事あれ
ましれとゆこえもしてよいとは大学
乃預源をとふして侍るしめる事之
一葉しもあしとある大輔まれ公卿を
もろしては大やまにはりうまうるへ冠大学
乃衆あるんやいとも
それうにをこ（鳴呼）なり
河
儒者とふかけりの説文を早くして侍之
む
なそこいなとこ侍したといふ人之説本條

ほとにりてなを世界の中ちをこう
ゆ〳〵えあれといふ

人をみれはこころひて
秘 あへらねてはゝぬ
ひ かゝこゝろれいはゝぬんとも扨笑ともわこ
ろぬゝとらゝ
みなるとあゝありやゆん

秘 風信奇乃翁
河 なるとあゝやゆりゝゝわはみやり
ゝてありあゝ　なれはなるたゝ
一段をとゝるせゝやをゝせゝ二段あゝり
ゆえゝもやみてゝうれ　三段風信鳴る入号大宮
西宮記云有政日夏弁就結改如常上卿
入　外記戸官
常唱鳴高
寺
河海ゝ風信鳴ゝる　或号大宮　乃翁乃ゝ

不叶之問云飛鳥鳴何文ぞや一答河海
ゆゑ不見明ぞと云事いあり
或注云飛鳥高鳴自用之傍之古歌也
なりとぞ云ふ
多てと和ゆるつる的之歌と初より儒
者此問ゆゑに有せけまてそく
いつとアリ
私此事不可用之

さをひきて名ちうびるん
何
曳座退き給るんと
秘
ぢをひきて問ひたてたそうあ
何事もなるまにまにく事たこ
るとおりしれよくと
只多ひたるあ
大学の道にいるあんと
こ乃道よりいて名ちあれんなら先
儒業より立身云卿るといふ家て

[illegible]

[illegible]

夕雪を大名の道より入の事を奇

特り[illegible]るとほを稼

[illegible]也

物[illegible]てもせのを

なるとなりなるといふ

[illegible]

秘 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

河 掛乗 イチエ元三 次歌 猿楽

私 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

所詮民乃師ハ為ニ
ものとなるに
或師匠ハ右ハ
かとくしたる事也
うなれい海と
きとも
ひとりもに人わ
儒者乃まくに
ほうりもとも

異変之
なくいとなされ
はくしそこといさ
軽慢（河）
とアリ
（ヒ）あさまなる
ふんしけそう
ほんしの一
きんとはり怪

せっきんと思ひ定まりて居ることなり
何まり人々よ迎候せ候ものも勇うとも
くるしからぬ事なり候ゆへてけうまんせまんい
西国まで御ゆたんなり

寄

けうけうし申候ものを乱人をかりあつめ
まるもけうけうとなり

秘

或やけう御ゆんめとへい同りんれ
けうけうまつる和也 御代迎候と乱なり
御代出座つて皆法いせうするや
う御へ乱も御ゆうとくかるまま
居候之

日

小書云まつ表御をけうけうしるまま
御まるんとなれ御かをけうしなとい
とまるみまつるくされるんとまもへ
んえはいせうしるまを乱れぬへ
やの乱まるいそもくへ乱とありて静敵
まる之

枝ばかりまれなる事

定まる所枝あるべし源氏物語

ゆゑよしとて

あまたまれなるべし

かゝる事なり

秘 源氏仁恕なる人なり

ことに物をまゐらせ

別れをしむべし

ことゝなる世ばいの人

女房 女人 秀句をいふ さいこんわ

ゆゑ一句

私事なる所につきまれ

所用事なり

ばかりなり

公卿殿上人の詩文よみまれ人

てうせ人〻は四韻なるべし

しかるべきはなり

絶句

私四韻八句の詩

河

花木被人知　以名為韻　中書王　昊平款王

年齢稍邁減詩情　被誘鄰牧一白城

應笑久枕風月賞　桃李之外忘花名

江以言

春天花木冨芳栄　自被人知得擅名

何処未兼霞養色　誰家不審鳥呼声

白同唐帝専房女　粉嘆秦醫一里兄

莫恨翰林零落士　西園今日接群英

近代モ則如秋尊宴座序者四韻上卿

絶句ヲ作事也

けうあれ多いりとりて文章博士ハ

てまりあ

翰林乃人の出題ニ韻ハ字ハ切韻

ヒ

ニて何字ハ切て韻ハ字ハ切韻

題中ニ取韻ハ字ハ乃文字乃

中平声ハ字ハ切韻とする也

あり又何韻ニても作者乃心ニ任ス

ニ事也あるべ

みつ氏の事なり抜也

河　月の氏丸上三条氏ト云リ

祕　月乃まるれる之

乃中辨かしつる海つる

寺　高氏祕

祕　原園乃氏人之文章生より羅進

ら所人如しまりんとあれたる分

なるもきり

乃中弁乃事ハいと所迫めて

かゝ所ゆゑ氏家よむまれ給ふ世ハの之い

ゑ氏のみ

夕雲氏事之

海ものほるれとむつひ牧乃言葉なるし

祕　ゆゑしい劇之

ひ　車漁孫康ハ家貧ゆゑて油の氏ゆゑ

螢言葉ハつめき原氏君氏源よ世ハの

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

河

晉車胤字武子河東人也好讀書每油
夏月則生絹囊盛數千螢照書後至
吏部尚書

孫康家貧无油常映雪讀書後至
御史大夫 校乃雪ニ校ハ灯之九校ニ云
リ雪ヲ灯ニ擬メルナリ 仁王經云佛告
大王応作九色幡長九十色華高二丈
千枝灯高五丈
太平御覽才八百七十部中記云石虎正平壱
會於殿前設百二十枝灯以鉄為之
西京雜記曰高祖初入咸陽宮周行府
車金玉珍宝不可称言其它異者有王

月王五枝燈高七尺五寸梁王均燈詩曰百
花耀九枝 傳言朝會賦花燈織百枝之
煌々是等皆燈ヲ枝ト云也
私燈ヲ枝ト云事河海説如何花鳥ノ
義も一説之

くもゐに
関毎句見

かくての涙は雨なり
秘 源氏涙をいへり

河 涙をもてといふ花を略したる也
花 涙ハあまたに人乃及ぬ所を流
るりなからん也
私源氏何事もすくれ給へる人なれは
涙のふかさまて海なとゝいふいはゝ海まて
紀にも涙ともいふへき海なれは見

女にえしらぬ事
秘 第子地之

うら涙と花かうくといふ事

令日凡学生在学各以長幼為序初入学
皆行束脩之礼於其師各布一端
延喜式云凡游学之徒情願入学不限年
多少摂加簡試其有通一経聽預学生但
諸王五位已上子孫不煩簡試
秘
束脩乃禮之論語述而篇云自行束脩
以上吾未嘗无誨焉　花名仁令北文
河
とのせ〜ぬ
寛平八年十二月十三日斉世親王入學
當日早朝百文章博士紀長谷雄卿自
持名簿賜之長谷雄拜親王參堂
二世源氏歴儒業例
儒
源伊行 従四位上民部大輔東宮学士儒 兼明親王男花山院侍讀 同俊賢 正二位
大納言民部卿左大臣
高明男
俊賢卿例左叶今例凡
又執政臣歴儒官例
忠仁公 天長五年閏三月甲子任大学頭 時従五位下

やうて此院のうちに
二条院は曹司はりて学問所とす
文章院中に有東西曹司模此歟
私云此院とは二条乃東院へ入給もて
ふるくよりの事を原はさまてはけ所へ東
院は花園里とみ所へ入給なり
辛
はたらくウンナウシ一禅
大宮乃はしと

夕雲乃祖母
ふらはらくみ
秘
第四地
此所まてはいと大宮大宮三条宮ふたりつ
まてとのまうはらくみくつきはて
学問もおはしてかくいとはしと
一月より三月
大宮おとゝはたゝまの地
はとことりあるはて河ワト集日本紀

[illegible]

殿をはらくもだりて南をうれ

久音九仏原かかやく九くりめ[illegible]

とはくく思つゝ

大くに九人かゝ南ちやうた

秘 久音之実くにんふくけくは[illegible]

[illegible]

[illegible]

自ヨツキイウキ 秘 五月[illegible]

[illegible]

寺 [illegible]月とゝもゝ[illegible]

史記[illegible]いゝみい

河 史記 馬迂作裴駰集解 本紀十二巻表十巻

志八巻世家卅巻列傳七十巻都合百九

巻 枝為八快ハ、メテ為八十三巻

西京雑記云司馬迂発憤作史記一百三

十巻

金樓子曰正仲任言史説一経者為儒者之

傳言今者為通人也上書奏事者為文

人也能精思著文連篇章為鳴儒也若
刘子政楊子雲之列是之蓋儒生博為人通
人ニ〻博為文人今案文人擬生ハ擬文
章生ト云文章生擬ス或擬進士ト云
いかゝ也ん試ってまゝ
まゝ人ゝ四ゝ也ん
秘
大学寮ってハ試之大学寮ってハ史記
をよゝ為ゝ雜篇を同て儒士をよく
ろもれ事ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ

寮試事
乞ハ寮試うをさせんとてまゝ習ハ
しゝ事ハ学生ハ大学寮ハ
て試を寮試と云試ハ史記をよ為
しもれゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ〻ゝ人を擬文
章生に補を擬進士ともいゝ
擬文章生ハ文章ハ業生同事ハ一答
大学寮ってハ先ゝ学ゝ〻ゝ〻ゝ人
を試ハ及ハ文章業生ともいゝ也

又昔ハ諸國より人を貢ぐる事
ありしを貢士と進士とをいふ
まことに大学寮にて試ゐ及第せるを擬
文章生とらふ同事なりしと
凡儒業をなとる人の次第をなる
みな先補大学生竹燭料を給て九年
乃ち蛍火なとをもて功をつもりて
始大学寮にて試らる史記とよ用
りて経学をもふ文条のもとよ三条を通
するに及ぶとも則文章は業とに補
ぜられに又橡樟七年といふをもて乃ち
八七年をもまて用ゐるに為ふ七年
乃間学問ふ試をもふ詩賦を作れ次策乃為
をもふ
策乃文といふ乃事にふ
策の文とふ儒業の一大事なふ
同者乃儒士乃りふ題を出して

乃事を射角よりして不審ならば
獻策其人ごとに文射角の事て證文を
引て答る事こゝ策の文いな朝文粹の
才三条にありそれを被見あれ〳〵
（聖徳太子）
昔ゝられよ秀ものゝ進士に二科あり秀ものゝ
ものゝ方略とゝ方略いこゝ端ものゝと
いつゝ
（弄猟の問）
方略といつる事ハ不審ものゝ
答秀ものゝいつゝ記ハ文章得業生に

ゆゝ除人よりゝ方略の二ないこゝ端の
大事と天せるゝかりもゝ記天事と
いつゝ進士といつゝ擬文章生にゆゝれ
人ゝ
（記文次第）
獻策乃時の記ものゝ
ゝゝれ大事ゝ
（事）
獻策問題乃ものゝ
（一答）
その問題ゝ端ゝ文粹よ出ものゝ事い
或神仙或神祠鳥獸言語運命山水

松示かやう乃題にて文は古事ゆへ不
審なる事之起ハ時ならくしりて君朝
なる儀事之
同次
今上さえ時務策と云令と云書に
みへたり
尋
此策如何
一答
昔ハ時務といひて当時の政をかきつらね
をいふにしてかうよかろうと問ける事を
文なかきてこれを奉る之或文章界乃宣

旨依りて献策北文にかく
紀文次
ありとみえ之
今乃世にハ文章得業生二人あり
秀才也此ものに給料を
給く学問しぬれハ方略の宣
旨をくされて或ハ首なく課試せ
らるゝ之
補問
方略　宣旨如何
尋一答
進士乃人方略を知りたる事之

又入学の所に学ある所博士これを
挙されい大学寮にて試て文史記
より四書五経に及ぶ人を擬文章生に補
て数人あり之を為方有て試て
詩ならい職をはらむ及ぶ人を
文章生補てこれを進士といり或い
仰前にて勅をくだされて試らるる
あり文章生ふ補てはさに方略
九宣旨を蒙て課試をとる事に
なると進士ハ時勢多ていても方
略の宣旨を蒙ぶい方略乃試之
辛酉
此意あり
一答上にいるとを
次
文章生九方略ならりて弟子
事い南嶽の所と文科国の様ためられ
所と散位の所とかるる京官ハ任
辛酉
してはい不然ならひ
同
當嶽といるの職や京官人不獻

業とする所
一答
南獄と云文章生共南獄之ゝ後院西の
椽より文章生共あれ事あり西乃椽
よりてい一任四年とすれとも此
官よ始そ生ら人ゝ此乃よ故
業をいすゝるにても京よ仕て
い故業共事いなれゝ之れ此式業
乃人也いゝ之ゝ多勢の人将いまゝ共は
ら乃人ゝ

もんじょう
或文章生さゝに得業生に補して保
試乃例とあり
孝経
文章生と得との差別あり
ちさに擬文章生といふ人文章生に
ゆて或いゝ文章博業生にゝる事あ
ゝこれいゝ西ゝ事ゝ
花文章
何ゝい文章生にゝ有りて方略の試よ
及ゝさゝ事もあり原氏多の君いま
は例之業雅院乃外奇共次ゝ御前試よ

訪作之事及終進士之初
面々作法作り

河

寮試作法

寮頭以下各一員傳士以下各一員參着試
廳出貢挙交名ホ傳士加署渡寮頭云々
見之下允以下以簿匣三合置試衆座前
又以讀書ホ置頭博士秀才 謂々試博士 并試
衆等前次才名試衆云々抱奏進出慢門
下元仰云版ホ 試衆揖而就版元又仰云敷

居ホ試衆揖拾安居下脱沓着座置快
並頭仰云拇衆唯而探拇 三史之間今因讀拇之 膝行置
試傳士前試傳士菊寮頭云史記 乃女紀乃一乃三乃
奏世家乃上快乃五乃奏下快乃一乃奏傳乃
中乃快乃七乃奏頭仰云令讀与試衆各披
快抱奏川音讀々頭作云古々末天試傳士
對頭云文得タリ頭云盈注ス寮掌捧簡称
注由之試衆退出堂監ホ慢門外作登科
酒肴事

当代大納言

久我内大臣

秘 源の内府にて内侍所ゟ

尼大弁 式部大輔尼中弁

三人系図ゟ

ゟ世代かゝ

花 久しくおりゐる尼

河 論語云言可霞霞旨霞猶後御書取ニモ

震動トテアリ

関かゝ内ゟ

かゝゝゟより

文脈乃人ゟ流通ゟ

或ゟ云ゟ

中也かゝゝ音と訓とゟ

私世家不審

はまぐりのうらに

河 はまぐりすしとやり孔子所と

を諸奇者とに合熟せんとこまた孔

子のことを孔子事之ことを孔子寮試

を合熟より擬して今孔門に孔子所

まこうしに孔子一統云角筆事

孔角筆と假名付んと仰て云点

乃言より角者とに孔子所事

あるを孔子熟なる所をもはまひろ

ようみ孔子事孔子孔子孔子とい之

祕 孔子はれとも兵法にあるに所ろ

をもてをこ事乃孔子所と

いつ所へ

寿 不審乃所つまこ所をすこうを

とこにして乃孔子とり

孔子孔子所

祕 此人い大学孔子より入孔子哭也と人く

思人数之
大和ゆゑて
そぢの太夫将ゆゑてべけく祖父故
指図乃れたる也こていたらはくゝみ紅
りんとよ所ひいつ数之
殿とえんはようう
原也
人乃うえにかゝるゝ和ゝとと
原氏初之

人乃うえにゝいうゝゝ所くゝとかゝく
思ひゝゝ我勇の上にあゝ原也
ゑれたゝれゝ数ゝ わやのもちゝりし
まゆく
む
ゑ乃廊人をゝる而にゝゝひくゝわやの
ゑも乃所ゝゝれゆゝをいゝゝれゆゝを
されゆゝんゝやわやのにとゝるゝて
行ゝ之原氏君乃人氏えにゝみゝゝ
家勇もて乃廊にゝゝ大寿よを

[illegible]

[illegible]

[illegible]

なりたるなり大ゐの事へいまゐ源氏

君の家ゐよりみくの所へ

寄

二の奏よりまゐ乃ゐりなりとゐ

下位事ゐとゐれとゐ

説者云愚乃字を万葉ゐ[illegible]ゐれゐて

例せりとゐ[illegible]乃ゐんゐ[illegible]ゐりゐとと

いつに叶ひ[illegible]

秘 ゐれゐ擬字ゐ帯木巻にゐ[illegible]せり

大将ひ[illegible]

秘 ひは師よ[illegible]

ゐひ[illegible]

沸師乃大内記之

世乃ひゐ[illegible]

秘 世乃[illegible]

人也

げしの所とうりもの花を
大学のりく心論曲よりたる役せたれ
過ぎの所
はるばるうの所不所のさく
所れ物へたる者と法論して師よりう
ぶりと
毎らまちに弟子れ
所の法とりこうにてゆうたにめうれ
たほしそわんうて

第の池と
大ぐに海りりあ
寮域の日ぶいうと　秘円
秘　大学寮の門と
ちうざの花
秘　文章と　冠者の君と
玉所海〳〵ひよいあれ
なやうれさ海〳〵幸れ君をやしもの

中人の等級不定如之

さて書状かくしとて

秘 学生は長幼為序といえれ今乃文也

も 寮法の時は長幼をもて序をなして

人の程度いかくもて故に冠者君と学

をしとて書意より別しかつ

ふにくもなれかくしかし

秘 制止をかくの新之

すまりをもせしまみて記

夕雪れまみすあるうえもて作法

ふも臨せぬ之

大くれ乃ゆふ況るれを

今保氏は奥州より今年入学ゆ

る一しかいくして物もくとて存さ

を人初めしかを也かをあるも上年上之

秘 保氏まい学院有氏ていい新学院

稲氏まい学館院をいていまにく

も学問於さ也作くれんみてうり

ゆんぶんぎのう

河 文人擬せ

河 金樓子曰〜此事端に載る〜

今案文人いと文章をきさうい擬文を

生ずて文章をふ擬せるの或を擬

進士ちと

元 史記五條乃中に三条ハ上に進ずるハ

擬文章をきふ擬するの

秘 進士及ずと云ふ元ちよくりくさるさう

大ねをなをもていつを二〜方略に宣旨ハ

かくふ所人いと本ハ文章のをと進士と

て国しうり進ずるハ擬文章しと云

也文人さざうしと此事之りの事を擬

文章之ハ公後ハ章の時ハ所の試

なるもの

関東坡ヲ師前に〜試ニトニ所ハ元と

王荊公カ文ノアリトニ此事ニ為之

久寧元年[illegible]かたてかたれと
もとやくなえられるへいきみ師範大酒
記も久寧もに[illegible]
殿ものもはるとけく
[illegible]作文アルヤリ

[illegible]
[illegible]殿中[illegible]
[illegible]
[illegible]の事に[illegible]
[illegible]師作[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]宮[illegible]

秘 [illegible]

[illegible]

[illegible]

源氏のうりうきうりの[illegible]

秘 河海[illegible]

河 後光厳院御時陽明門院 三条院皇女 中宮

嫄子 敦康親王女

両后共依為源氏春日大明神有御祈

太神宮有御詣宣事此事並為寛弘

以後叉聊可潤色乎植武以後天下國

毋多大織冠人御末也忠仁公以来藤氏

臣皆外家トメ必執政スル也

友臺乃中宮此後冷泉乃中宮

[illegible]源氏乃[illegible]

しも帝王の御女をいられ給ふ事
なれば藤氏長者の中絶する事
弘徽殿の御門人なり
右大将の女御腹の齊宮をもたてへ
申也
ちかいうるはしにんする也
女宮かゝ弘徽殿かゝさる故にとて
なりたる事
御卿宮とさまゝ〳〵といふ事なり

第二又の桃園宮薨〳〵後
事
事にかゝりて任〳〵なる
一説八者卿なる事なる事なる事
なりしかや御卿なれも成官也
事にいさゝか所なるや
私八者卿内中務卿ッ親王官
トス御卿ハ大納言兼任也先例歟
王此官
なりなりて後いり

此女御まいりの事をおにの御所
たゞ〻と王女御（ワウニヨウゴ）
おぼ〻しきさまぬい前殿女御也
ゆゑいまの親王宣旨女房おなじ
御方〻源氏のゐさうぞくへ
王女御
河王女御
朱雀院皇女昌子内親王　冷泉院女御　世以号
王女御

惠子内親王　文徳女御　嘉子女王　清和　兼子女王
忠子女王　寛平女王　班子女王　光孝　中野親王女
懽子女御　朱雀女御　文彦太子女　徽子女王　村上女御　重明親王女
女王　村上女御　代明親王女
凡王女御よりキラス姓シモ首ハ已付ル之事アリ
王記ニ英女御源女御ナトアリ
たゞ〻くゐ法はかり
秘　薄雲と申ハ宮ゝ女御と云
〻ゐん　寿月

私ニ宮ノ女御ハ落雲ノ位ヲ
給ハラントコソ也
但ハ女也相壹ノ御ノ前ト
ヲ申ス人ヲ主上ト思ハ
ヌ事ハ
落雲ハ世ノ人ノ書ル宮ノ
ハ思シノ所ノ女御
梅壺ノ御ノ
秘 ハ女ノ事

ハ思ハ
秘 ハ女ノ事ヲ
ハ幸人ナルトヘ
太政大臣
秘 ハ任相國也
河 ハ例ノ事ハ
皇子任太政大臣例
大友皇子 天智天皇ノ子 天智天皇十年始任
太政大臣

高市親王 天武天皇四子 持統天皇四年 任太政大臣
元
内大臣轉太政大臣例
忠義公 兼通 天延二年任太政大臣 元内大臣 但
関白也 ようほう連綿 信長公 清
盛公 内大臣より相国に任ぜらる
大将内大臣よりなる例
右大臣 内大臣より如何 家 世 此 沒 原
乃ゆはるよりの之 ぜ事の所 内 落
雲 此 参 よりの 之 る 之

河内大臣執政例
堀川関白 兼通 忠義公 天禄三年十月廿一日内覧
同十一月廿七日内大臣中関白道隆公
永祚元年二月廿三日内大臣二年五月関白
師内大臣 伊周公 正暦五年八月廿四日内大臣
長徳元年三月八日内覧

今 こ 之 す ら に

秘 將軍大將乃事をいり
ゆんてきにいはけ給ふと
秘 御巻より
花 掩韻より西をゝ事御巻より事
なをはやけ事にてゝ
秘 有職乃ゝ
ゝゝ西ゝとゝ十よ人
私云系図よの系百十天元
をゝゝ人ゝ

秘 ゆよをゝゝ乃ゝ
ゆゝ御節と
弘徽殿之
いゆ一ゝゝ
秘 雲井乃殿之
ゆゝゆゝゝにゝ
秘 雲井乃殿北御ゝ系之今ゝ梅宮大納
ゝ乃宮に御殿之
河 宮殿之ゆん

師説なり

未摘花巻とうんとをりの長ア大輔と
ひれしき孫なこ阪のゝ物語巻ゆゝしき文
わらうこゆゝ物語巻ひみうか源蓑物語か
ゝにとひ君ありの

花

致仕乃おゝ殿女一人い弘徽殿乃女御
あい二条大政大臣乃宮君と二人いもの屋
ひあ君とうんとをりこい阪い梅家大納言
乃ゆ方と

寿

雲居乃うるはしあ誰ゝもゆ梅家ゝ
五節なうゝ人あゝ一系図こて加ゝ
けもゝ人所ゆゝとも
さもゝ人おゝい面うれ事をいゝ
後乃ゆゝよゆうん

秘

それよまつて　ほのゆゝよ
又これよゆうせてゆゝれよう世てなゝと文ゆあゝ

秘

まゝ文よゝん事をいゝり寿日
大宮ゆゝて
雲井ゝ乃ゆゝ大文にあつけゝり

[illegible]

女御より

秘 弘徽殿へ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

又宰相へ

或六位二官り人を冠者ト云ト云

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

秘 又宰相中二女宰相中将へ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

あれいとのはらともみりめこ
いうれはるひのみ
夕雪とみれはあれはのひ事を見て
せてうもれるなる地こ
ようくふりてい
祕 宇内をしてあるよあのあいり
ものはらとこそはりてもり
かれたひるかてれ
二人乃もれさ海めこ

こかくはまこ
色も茶の他
ここうこ乃大きやうるて
祕 太政大臣并内大臣の大饗こ
河 左大臣内大臣新任饗事九月廿三日に
饗あまいくこ
南面の饗ありこ
荻乃こ風もあるぬ
河 秋これ乃これてあるね荻乃

うい山萩北れり秋
宮いまつ川西北上す
秘 大宮也

ひてうう
秘 内大臣羽 弄月
うはかり物ゝよひてるんけうゝめ北せんふ
うもてみうもをれすゝしあうあ所
内ゝうはもゝふ人
比巴乃上なれゝ也

ものにのみこれの源氏
秘 なふくれとゝ上をうゝなもゝふ
ゝ 世信よなふくれかゝをるにやうやを
いゝ羽い伊の字北訓と音とをうけて
いゝ所羽ゝ北れるふくれといゝ羽をゝ
きてゝるゝの報をゝれの源氏なゝく
いりゝふい比巴乃上をかうゝ人名川
名羽ゝとゝ云羽をうやゝくやゝを所
ものかゝを源をるゝゝれ報ゝ

初めまたまつの山ばかりに

秘 明石とへ

記 たゆたふをいとりこれをはかりのよ

事と

和讃とてのちのいはまと

河 ゆゑんを尋ぬるに御ぼとり三体とい

秘 るも也 寄日

前大まつの流ひとり同ぼとへ多ゆ

ゆゑにるすまも

かりなくいとんとこに

明石上の浦色を浦もほのみる也

なほひろうゆにはの也

秘 合奏をせでとてとなる

ゆゑとしゆゑひとりとにてさやう

ますまとうれい寄物ありと四人尼

の歌と

宮よりの
大文（比巴）をかの屋
じうりのこと
秘
たゞよみてをもて事をとりて毎日
柱（比巴）をいたすといふ事にてい柱（コトジ）ト
いつの日宮の
河
柱をいたすをもて事の琵琶の
さいをいふなり
尋
致仕物及の方翁

秘
大宮の翁明石殿上れさいの人をとりて
身にうつしてもの
明石姫君をうの御てうの人もあるん御母
うゝゆゝやはまんを造（ゆゝ）はれ
んをたゝくあるとはるのこと
あるあんを世をもてこと
秘
四大臣翁毎日
御をもてうのはる
おのの人よ

弘徽殿の

元 斎宮の中ゑに立給ふ事

秘 はなのとさのゝ述懐歌の事

同月

西行法師に

秘 雲井の雁ゝ

東宮の元服ゝゝいの歌の事

秘 果報院の内侍坂より今上ゝ中せゝ

内侍の事

中宮ゝ事ゝ

ゝゝいふ所ゝゝ人ゝ

乙 明石姫君事也ゝ

秘 ゆゝ中宮ゝ

明石中宮ゝ

私かゝゝ

石上ゝゝ

ゝゝゝゝ

河 ゝゝ事ゝ

乙 ゝゝ

国治へ遁れくんし（井）秘　世系抄（下）　日記

あらいてのつんみ

明石姫君入内あるふみ人あるこの事を

めるこかれへしと四人宿れ今より

北殿へ

おもうけ申さん　秘　大宮羽

宿れ家より出れすりの人

秘　忠仁公家友家氏に出れとりおれも

さやうに思ひうんして出て行

さてこそ也

私大宮のおもをいうてのあるこ

節はとも

弘徽殿の事を祖父殿仕奉れ

ちうすりはとそのんこそ也

かくもてひうむる事を

故殿殿に世殿今度弘徽殿れ立后へ

理運なへしかるにこそ殿の事を

殿しと大宮より

此所事にてそなわれたるとをもうらもきに

祕 ほにすもうこうみのれうこと

私 大宮北ん中こと

寄 梅殿の山方と係とみなれたるひなを

弘徴後世の石よめ石とあ事にす

ようこうみのあること

ひめ君の所さ後

祕 雲井鳥こさひいとひれこと

ほうこうのさうりかんけ

河 沸こ北さうりこと 下端さうり而こ

ものにさうりとりあり感元 ナカリ 下元

とるゆうてけさ

河 筆北取ゆこ

宮とうりるうこと

太宮の雲井はるかにみやしろの
たとへわたらんかぎりを
四人百首哥の　和琴はしらべとこゝろ
つまびらかにきこえ
秘　はやくめてかりにあつまる朋友の事
あまたの木をあつめ
時節ならねども和琴
風のちからもすくなくすゝるとうちすてゝ
いとく
元るのはきんのこゝろとあり
きんのうんゝねと

文選四十六　六臣注陸士衡豪士賦序
落葉俟微風以隕風之力蓋寡孟嘗
遭雍門而泣琴之感未何者欲隕之葉
无取假烈風將隕之泣不足繁哀響音
李善注引桓子新論雍門周琴事
きんの教ゝゝゝなりて雍門周琴
琴を弾ていはの大臣和琴をひき
めつらかなる琴の教ゝゝゝゝゝ
あまたの木をあつめ

ふいのてゝ風のうちゝもそこよりゝ
豪士の職のんを思ひよせてかきたるん
詞なゝらにあゝらゝさまし為
豪士賦序の初之　私案ゝ豪士賦を
斎王図ト云人功あほこりなるかそこと
多ゝ職之文選よい序ハカリン載なと
此序ニ不足繁京哀鄉譽也トいてりたに
是故ニ苟時啓於天理盡於民庸支可
以渝聖賢之功斗箭可以定列士之業

言遇時也故曰支不半古而功已倍之蓋
得之於時也勢ニ此ハい庸まそていやしき
者も賢聖の名あり又斗箭ハとう
さかもる者も所用ら為事あり又
支ハいあゝの人ハ半為てもよい
さ為ハも功名乃すまゝ為人乃あれ之
それい時乃運めをいつる兵今国家ハ
んを今為ハ勢ハ天下ゝるさめまゝゝ
ハすめハ立名ふゝの事い付いゝされ

しとゝ引給ふに成りて此句を誦し給へ加やうにまの白川合く見ん
作しい味ありく見れ　以上秘
或伝説豪士職〜畧之雍門周孟嘗君の一形より引て云孟嘗君天下よさう
角ゝ成ることもあれ業の風と成つゝ必
ひゝくめて後ハ為より日〜ハなせう
塚上よりかりて孟嘗君ゝ為る貴ゝ猶
かゝれとゝやいひてゝふゝ見ゝ

少なくなる色い孟嘗君よりあ人のふ
やうい雍門周ゝ琴をゝ〜人ハみか注と
ゝりしを孟嘗君ゝのて哀ハふりと
ゝ海見ゝ成ゝ又雍門周ゝ〜〜
吾ゝ之門とゝ世ゝすゝといのて孟
嘗君ゝ而ハ引てゝ花花美ハこ
とりとゝりて孟嘗君ゝ元〜〜ゝん
後ハ事ハかゝゝよゝ時服ゝ用ゝ其
琴を雍門周ひくゝゝ一曲にて御下

一

秋風の音やうい前にうつり行

秋風の音よかきあらし

河

秋風の盤渉調律之音日

秋風のうつりけるかすかなる

合わせ

宮内まくらとともとも

大文殿雪月の屏風ばかりみめつくり

よれたるの琴内ぶかとをさて

又見をもうばらとと思ひつる屏風

くとと

いかにとんとまや

感をとりへいとと

内まくふかぶらはたよりとうとと

又雪月をりとと

こ木河白とて

姫君氏おとゝすると申て、あくたゝ
ぬゝて
おとゝ〜あい先んじ
秘 関大臣初之
学問よこゝろとゝ氏ゝ
内〜氏ゝ行ゝ内ゝ
こゝ〜
秘 文学方所ゝ
関係合よ源氏物語

かゝをさてさまして行ゝやうんと
つ孫ゝい原とも宮乃ゐるとれもけゝと
北のゝゝ夕霧まゝい一條と宮ゐ世乃ゐ
宮てゐ細まゝゝ也
ゝ記ゝいとわゝゝぬゝ
笛ゐすゝんゝてゝれゝゝ
ゝ乃孫ゝと原ゝとゝ

河

向子期思旧賦序曰陳人有吹笛者発声
寒亮ト追想曩昔游讌之好 文選才十六 六臣注

ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ

秘

ゝ原ゝゝ指ゝゝゝゝ扇なゝ
ゝゝ指ゝゝゝゝ

元

ゝゝゝゝゝゝゝゝトアリ 河ニモゝゝゝゝ

笛指子

笛二ゝりて指ゝにゝてゝ事ゝゝり
ゝゝ沖遊ゝゝゝゝゝゝゝゝ人
乃笛をゝりてゝ我笛ゝ指ゝゝゝゝ
ゝり致仕の大宮乃ゐゝゝゝゝゝゝ

はさらはめて元井をくゝめて筋乃
用意する及〳〵ものを
と時い扇をもて仕ものすをもはく
そうしに准していつるやや
私ものそうしうちゝとあつ
やうし

萩の花をりかと

河 更衣　催馬楽呂

秘 催る系呂更衣元ゝんをうきぬい袴を

系呂元そう〳〵萩の花をり
花名元仮名而白〳〵
今案冠者元系乃何さ元の色仮何〳〵女
先ひらん事仮思ひよせて大宮元御
前にゝしとゝう衣ゝ元寄とゝひ
あゝゝ

大殿も

花 花大殿元奴仕の義ゝてまつりし事也
秘 花名花大殿ゝ元ゝも兵原乃事

婚姻

私大殿い源氏の事之仕まつりと成乃
れの事とい世間大殿よ改をゆつり給と
内へよりその事成いつ之
ひめ君い

雲井殿之

之事てけと之

ひめ君いよ雲井殿と之ゝ給ふ之
ひこと成ゝ給ひ成

夕霧の事りて第成ゝ給ひ而ゝ
もと之ゝ殿ゝとゝ之ゝ給ふ事の
殿ゝと成ゝ給ひ成へ

いとゝ之ゝ紀事

秘

夕霧の姫君よんゝ給ひ事

孫ひ人ゝと

大文殿人ゝ之ゝ事ゝ之ゝ給ひ成ゝ成
雲井殿の内ひ成事知れ

仁てはなれ給ふ

秘 内大臣

大宮内侍のもとにかよひ給ふにて夜

さへなれ給ふ

三位中将よりはれ給ふ

尋 内府の女房にみそかなる事

ありけり

秘 内大臣内侍の雲井雁をかたらひ

かくれなりけり

内府のうらみたるとて

知らぬ所にて

すこしなれる事

秘 はるばるとよひたる事のいとをしき

色なしと

こゝを負とて

河 明君知臣明父知子 史記 擇子莫如父

擇臣莫如君 左傳

知臣莫如君 知子莫如父 日本紀

知子莫如父 昭十三 文久八未年 大学莫知其子之
惡

はなはだ
とりなつひのはなをれる
ひまはよりはひるめ事のはのはと
秘 内大臣ゟ雲井乃屋ゟ
事也
なをもせて出ひめ
秘 内大臣ゟ今ゟりのこと

殿ゟ今ていてさせ給もれ
ゆりのはさきの者の人くのこと
あてゟふ内府のゆりのこと也
さ今いてのふとおもふこと
はあるけ
元 あくなれゟまひこ
内府乃いたくのこゝろよくれはの
てゟなるはゝんいまゟぬ也にはゝ
まにあくいこ

内大臣のぶ
あつまの事ふいあつまとも
夕霧と雲井の雁とよりたちひよ
ていあつまと
あつまつけなたちひ
なりりたゆるとと
たとしたあつまをし内兄弟を
秘 枯れ立石より
立石まつたと立てゆく

内大臣のぶ
あつまの事なといひつとも
くいさしたあつまゆ
くたれてて内府をよ雲井の雁
つまとしてとおとしいつ
うとという後とそそけ言
よりたんに
秘 内大臣しんにてあつ
殿たつ

とゝ[illegible]に人よ[illegible]
若[illegible]を人よ[illegible]を事[illegible]
らんと思ひ[illegible]
殿乃[illegible]中北大[illegible]に
[illegible]と思人[illegible]中也
[illegible]
給[illegible]乃[illegible]の事

[illegible]
思府北[illegible]
大宮[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

まてくこれはまいりたるをとさへ御らんしう
給へしとんてみえ見えければ人々も乃
あるとのさ殿を給へしと覚え内大臣
乃んめへし此君中宮おもてなし
私色いへとのさへ見えてつかへ給ける
大宮もまいり給ひけりあのひとく東宮と又
宮をまいりて給御人々もあれはあかし給
あるんとへてれいのめやしろのまいりた
をゆかしとおほせあるへしとけん見
こそし御にいらへけまえとてそれ事給
給ふうたのしく見事は給の事也
め日程此東んほやさしき見

すもうのこと

河 雄略 日本紀 鮮

れいのごとくくらい鮮字うつたる物の
かたちくしたいあるやうぬんぬ

私 日ちうけんあつて男く
しるし

或かとありてあるうたなるけた
へ火急なれんぬ此ほかもまたそい男
くしきにているまけきんと

二月ちうのつきくまりあり
大きあひちうよ内大臣おりうもも
ちりにまりあつけを

祕 細に海ちりのつけも大宮もちうこ
ひのつと

ぬあまひくい

河 尾額 祕 さけ尾の事

海かのひて

尋 まをとうむ汎もなりまつ山あれま

ほうさかとにようてあるけりさぶらふ
むいほの字を屋つくりけさぶらふ
よつにたつてうも
秘 四大臣乃和
よかつあはのうへて
秘 姫君ゆつよ大そにもそひたまひて
さめうとと
かつも思ふ給へしと
といふかと貪婆さ人のうへを
と腹立してあるけりさぶらふよの殿へ
毎和と
宮もたつしあるこのたちはのうをひく
大そ乃和はうつひなへ乱れわれをを
妻たつと給はひをもわれをたてを給
さはきたれあつれたる後
いうあるなの事めく
秘 大そ乃和
ふとそきてい

蘭の御出まゐるんとて
ひすにいとおかられと
大宮の御事をきかいとおく宣
四大臣の御
無礼をいたしける
私 四大臣初
おかれをも
秘 ひら君を乃所ゆてゆりし事
うかうかい中く

弘 内府の事北屋のうとく
いたしと
海内先にちいたまらひなとはうく
うぬ
こゝ殿の事
ひりとも人とおゝ也
雲井屋をい大臣うの所ゆとゆと
ゆ人ないうく
元 源氏の君北事

天下無双の有職へ源平久雪をそ
ていとり
私見い華族のすれうの事をいふん
をそれほどにかゝ爲い
久雪君をの内人にのゝすれわいる所
しらをそ
あいはひき
演はひれ元清こしれんをそふれ家
きのいねゝ人なにあれとそ

私なれゆにてゝしけをうれをそ久雪とも并乃とい
いをそをいとり
うの人れ法なにを
久雪の爲先ゝを知ゝぬ事をそ
ゆうをもはひ移ちけ源れ
秘 先ゝもをなれうを
おをもをれ所を而
源れ清人家てのの乃ゝ知れ
しをい久をゝとゝ

かゝる事なんとこゝにも
てあり
源氏物語にもとゝ北の方人こと所
にてあるゝいみ光源氏しかの
こゝ事なとゝもゆへとゝ所なる
光てあるいまゝ世もすへ見とゝり
ゆゝしけなる事
元
けとゝとゝてあり事とゝ嫁聚式儀
式なとの事こゝりつゝひてこゝ

わゝ所きんとゝれんよ源氏世て源らんし
こゝ所ゝ事ゝ
雲井ゝ雪のんよ源氏世てゝ所
みて大宮れゝ所ゝ世ゝ所
うゝみゝ所ゝ世ゝ所
とゝにゝゝゝ世ゝ
ゆ光にゝゝ所
祇大宮
けゝゝ光ゝ世ゝ

大宮殿

げふいとくらりあきこしいあるにて

秘 ねてあるとふ

くうりの事いかにそこれ大文乃沸ゆや

ゆらりとしくうれそ

りんこにはみをたりせ

二人のくにたれかやうに沸みて

乃ゆくそうくゆきもと大文れ沸

ゆくゆ

みるてまたりしくより

秘 ぴ姫君をとうてゆうりん沸く

しくまくゆ

んこにたれ別してゆうゆ沸て

うくんゆ

うこにゆくいうゆ事ゆも

内府乃たゆうゆをもゆとうれと

ゆくゆくゆくとゆ

ゆけなれゆとゆんゆ内府みゆ内とゆ

はなしとあるべきもの
それぞれのこゝいまはいそもなき人〻を
男女乃たゝかとは部ゝ乃思のいろ
こゝてそゝぬさ所みゝそゝにていると
しとそりはらの事まれいれはこと
はてもあれゝゝ事
これゝりいゝやうの和ゝはるそも
不審しのこと
よゝぬ人乃ことにはさて

唐言なとゝ人いつあそれをよゝ
人ゝいつこと
さゝゝあけう
さゝゝゝゝはゝうこと
むれゝさ事みゝはるやもそれん
秘 沒乃紀事のゝとゝ人のいつるやとこと日事
そゝ唐ゝあるゝいかゝゝにれのゝそれゝ
あゝ紀事こなき事ゆ人はるれけ道
てゝゝこゝあ乃用ゝをゝあゝる所

事件和解ひそかに
仰のごとく内々事済まるべく
秘　因大臣乃到
不定如事済まるべ一実説なりと
此ものこと
乃ちまた人々も
一日乃ちまたことなれば
くらべ行くべきもの思ひ合はせて
さのみ

因府背憤奏せられ海
ゐしまた人々も
此事ことなりあれんとれん
一来のことりうと
ちうとうとれんいたるべきもの
あれくとちりあるんよかれ
えさん事をとよ
ひあ思ひ何心もなくて
事件為れ人（因大臣おらすること

よき人といはれつる

秘 内大臣詞

心得させ

也并房前さして云

わ道こそ仮さりてもろあつまなれ

我子乃心得させ給ふらん我家のれ

とかめさし之

内いたみなかよ

さいなむハ罪之内也此ともをのゝしるにの

給ふ之

かゝりける人をみてこそ此内は法もなくすゝめ

秘 醍醐皇女康子内親王事河海見えたり

河 無相欲贖子罪陽石汚公孫誅 漢書

康子内親王 延喜皇女 村上帝此御時

弘徽殿にまかりし御とものうちに九条の右

丞相忍ひて通ひ給ひけるより後は不知

あらはれて出入給ひけり 閑院太政大

臣公季 母之世継

又左京大夫通雅卿通前斉宮富子
三条院皇女母后嵯子云

秘

蝶子ゝ

これハ何をゝれ申ゝ
宮乃ハれてゝ
大夫ハ乃ゝ
ふ申ゝ
ゝ
ゝ
ハゝ
ゝ
初ゝ
ゝ

これい世之乃事をらつ
ぬあらそれなるかあわたつ海さつめれと
もいかゝ霊社宮しさ海を云
をもうさりあけく
四大臣海をるやうにいとさそうれと
ちいひ合あけくく
ゝ
四大臣の和之
私ゝ乃様和四大臣の性あと毒分
ゝみゝ
ゝ分屋りてけるぬ事と
人いけをいゝ形くいあるぬ事と
いゝんとゝそれを仏法やほとゝ
今ゝこにゝ
四大臣乃宮人霊社屋をとるさゝ人
しゝゝ
文社乃ゝ社
うこあらいさりとゝ

秘 先ハ此ハ[illegible]
いと行ふ中ゝとう強く
雲井乃屋形いみしう此のゆいとれ
しる之そのゆゝと先ハとゝのとと
うのゝやうハ此のゆうまゝこと
何ゆいゝゝや大納言殿

秘 桜察大納言之雲井乃屋形之
雲井乃屋形ハ桜察大納言の中ゆにく
ゝりのゆゝ行ゝとゝ

先ハ[illegible]ゝ人ハすりい
久雲ゝ人ゆゝとれうゝれと
女御ゝりハ事なゆゝとゝ中ゝな
ゝゝ

秘 女御ゆゝ[illegible]事をいゝ
うりのゝ行て
四府のゝ海之多ゝ姫君ハ行ゝ
うひゝ行ゝねゝ
いゝゝゝゝゝゝゝふ

これゆへに姫君をもりてそこなうためにこそ
なりけるなり
四方の
四府の先よりあらなんと言人多
ての所へ
あいかたらはしと云事也
大文世事といふ事也
中ふもとかと君乃
秘 ク雫とは行大切よ思ひのこと
あるこけなるうるはれる事のやうふ
大文乃ほんのいい四大臣あるまし紀
事のやうに宣ふもはまりいるとも
ふ
ともうりいあう思ひ行事
秘 四大臣いは姫君
行ひ〜と云ふ
しあるとこ花
私大文花ものはきてうこの

めしてまいらせつれば事のよしをひきて
殿上人四人ばかりまいりてをりをりの
うたをかなでたり
祝
まいらせてとくに此の音ばかりに
さぶらひ人ともしたりとて
ひるはんさいにもてなさせ
給ひて清
大臣乃はかせよりの宮より中将乃
君に一かとなる帝王乃はかせとを
なのりえ給はいさんみと給ふに
えをとる
ひるはかせ乃まきれるみや
雪中北風ふりもよの宮よりはんさいは
さぶらひかくうたふよの宮ゆゑ
めしつ
おとこをうたふ
四人殿よりめしを給ふ

しと
御んかうりを天せ申て海ゆりうゝ海
ていふ
大うみゝに内大臣殿大文を取て
つよ此山殿申給せて里うりをゝ
いはうり内大臣殿勝ゝ給んとゝ
事の地ゝ
秘
大宮殿はんうりを内大臣ゝみせ申
申うりゝ地

くゆいうるんとゝもとゝて内ゝ殿
内大臣乃勝ゝ殿事をゝみ宮殿ゝ
事と人ゝけうて
一日内大臣と事りゆひ給ゝ時乃
事ゝ
みはゝうゝ申殿なゝ
事の地ゝ
宮ゝいていひゝ海りゝうひ
つ孫ゝみ事ゝを大文殿ゝうけゝ

こゝひのつもりつい雪ゆへ北屋の事のん
よりゆへ〳〵なりしらひのこと
河海ゆいこゝまいせひとゝすとアリ
注ニ是非不知トアリ
はたとゝにより四乃れたとゝれ
秘 大宮乃詞
ゆゝけそれ
ひゝれゆゝるとゝひとゝいふ
んとゝりれてやとと

とゝ知れぬんよのやとと
んよゝ我乃事乃
秘 夕霧のんこ
何事ゝゝ仰ん
秘 夕霧乃詞
こゝゝゝる而
今乃所也
なゝれるんゝ所ゝうして
大宮のんよゝ事とんゝるゝう思也

いはうりあり

秘 大宮殿

と事ゆいひ

ほうもえの殿ノ子事をいてうと

ゆゝしたれ

いとゝかれとも

久寿ノ事ノ今てみかよりてもかく

かんとあるそうし殿也

ゆゝしりあてゝ

久寿ノ何とゝみいはたてあと

ゆゝしまひあるあれと

久寿ノ殿ノ殿ノあれとん何くら

角と

あるはゝゝひけと

中障子と

久寿ノ事ノ殿ノのたりすれくら

中色てゆゝ

ゆとうりて

夕霧之

風乃行よ海ちうられて

風生平夜窓間郎月照松臺上行

おもひきんちにも

雲井雁乃月をもうらやと

秘　うれしう君とあはり

河　霧ちる雲井乃雁をもうらやと

うれしかるらん

秘　月乃面に

いみしうもあるかなとあれいあるあはせあへ

紀　ちれい姫君乃ひとりとおもふらる

さ乃君乃中乃ひとりをわけのこと

ひとりとこにのふる之

こ乃夜や乃ちうう

秘　雲井乃雁乃ものとこも

寿　先乃とこ之雲井の雁乃ものと之

ひとりとこにふけれも

秘 雲井乃屋敷

[illegible]

[illegible]

[illegible]

あられはふるもの

秘 [illegible]

雲井屋敷[illegible]

かくみふ音をせし

[illegible]

夕寄 さよ中におよひそたりかねよりもて

[illegible]

花 冠若[illegible]

乃雲井の屋[illegible]

る之

寄 自面[illegible]

秘 [illegible]

秘 秘事両抄しるしあらはす

為にとしみけるうれと

河 大うち北秋のさとはとるとれる義秋

風うはのいそをあらむ

嵐 しられとも風うちもみまれ紅葉と色

なれはやもはひけるか

秘 月かの秋こはしるしあ事北秋方

嵐の上風よりあもにとをみけるあとうた

はけられる歌数よ面白し

月かの秋こはしるし

宮北殿はよりて

久雲い大宮乃はなりへうあるとき

秋のつるぬへし

ろうはかるに

三条文みうタ雲北のみうも

世うはうれ秋しまをを

雲井の庵北人宮北秋ひうは

をうううをのみ見ま

[illegible]やいてはんにんやいてあもいん
[illegible]人乃呂ん事乃ゝ[illegible]も
なにこと井戸乃ゝ[illegible]
をゝしうらゝゝ[illegible]
久寿乃事井戸乃呂ゝ[illegible]
[illegible]
秘
かゝゝてらゝ[illegible]事[illegible]
[illegible]
雪井乃戸[illegible]の人ともも

おとなひされんやはゝ[illegible]
いまゝゝやゝの心ゝも[illegible]
ゝゝひまゝ[illegible]
をゝしかゝゝ[illegible]久寿[illegible]
[illegible]
[illegible]
秘
[illegible]人[illegible]
乃戸井[illegible]
なり

中比ゝにいうゝ所事ゝ
秘
雲井北屋北徒毎ゝ
大ゝ心所ゝ北所宮ゝ北所ゝ
四大臣乃横横ゝとしきゝわゝ北
ゝ海ゝ
中宮乃ゝ北ゝかひしゝ事ゝ
世界北世界
秘
弘き殿乃立石なる北を文ゝにひゝ
ゝ里にいうゝ事ゝ

乃屋形を里ゝに北ゝ
なゝ所也
乃ゝ北ゝ人ゝ所ゝ北ゝ世界
秘
立石ゝ北ゝ乃道乃家ゝいゝゝ
ゝ人ゝ所ゝのみゝ所ゝ北
自ゝ自ゝ北所ゝ
弘き殿ゝ人ゝ乃孫ゝ四乃所ゝ所
ゝて世界ゝ北ゝ
ゝ世界ゝ

はつてうの女房と世間のうわさにつかう
きれなれば
あるかくるを
寄
関大臣の御北方と人をもつかう
房ばかりにうらんも人いとをし
思まれいまは御御をはをのこと
みをうにはつてさせ
秘
をもかくいうなりてえ御をうら
しるるものこと

はいとをはをゆうされをを
弘徽殿うはいとをはゆうるみを
はるものこと
うらもたるものてうをいるくに
をうはるをもなるをはいとをは
をいうはるはなこと
ものるはむこと
ちと関大臣殿下よ服をあるれ
はをうるみれかるをうん

秘

内大臣和

内大臣乃詞女御乃御里にて徒然の

ひとゝ女御へ申給

ひめ君にて

ゝ中君乃御うの御うん事といの外

ゝ

いとけなくおとなしけれ

ゝ

辛

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

私なき物の義を自一位河花の義

乃ニ注ス

河

觿（サクシ）礼記特牲或説人の名成ゝ義

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

記内則篇ニ童子礼文ヲヨウヽマツル時
ヨリニゴトヲ初ノ一ヘ冠者君礼ヲヨウシテ文
ヲ取ツヽ西門ヘ行ル時ノ礼ヲ知ラントヽ
ニ此ヽトリ一ヲ為ヲヽヽヽヽ行ントヽモ
ヽヽヽヽ行ヽヽヽヽ

秘 一陽とは一つの上に立てて
気のあるはじめとあり初をひく
心の色なれば陽なるとをり
くりしも也

秘 上を色なるは一分

秘 上を見ひらくは陽なるいなれども
うちふかくうち世中うち先を

秘 如師言いてはの事と
心の色

河若

辛 くるしむ 私 歴をあつ
何ぞ海ふ
をみ人とをさせ

秘 中井房秋人とあるの事
かくの気にあらにられい

秘 大文字の心 大文字の心

私 内大臣の心とあるは所をまた
を道ほとふ気にあり立事と言
なりとの事とあるなり

にはかうおほされてといふ所くは
大文乃所也
人乃ムくてうれあるあれと
ふ道よりこ所くよ之れ大宮のれ
所也
ふくたれさんくまも
秘
久家之年所也
かうの事とも見ひらりあ所いう
しる所れ事とと

又所也とて所先
さて又久家之年此所の事ハさも
あ道内大臣此地乃ムくを別しか
くくに大文のとろれやうのみ見のて
ふくにとりと所ハ結文れ也
秘
新宮此事とそも毋ふとくれとしかな
とい地乃見ひやり見ムくれとの旨
しふひ事い我身見とりの所ふり
ふのと見ひの事をとみ所ふと

[illegible]事を
内大臣のはからにて[illegible]をもみんや
[illegible]のみなりしと
[illegible]君まいり
[illegible]ほのめき
秘 一月ゟ三日ハかり大宮に[illegible]
しに合[illegible]事
[illegible]事ゟ[illegible]事ゟ
[illegible]

[illegible]のたまふ[illegible]て
久寧内大臣ゟ[illegible]事をなもし
ゆく見ひてくれ給
[illegible]将ゟ[illegible]作伝大宮乃君
秘 皆大宮乃伝給
みそのうち
大宮乃おりゐ[illegible]人をそへ
給ひぬ
[illegible]中納言

秘　ゑいの内大臣殿ゑんぎの別腹之
所ゝ申ける
故摂政乃ゝ殿のまへ大ゝ之徒母
なれとゝ人ゝ之せ給
ゝ殿ゝ
乃至　権中納言殿もゝ参りて
中ゝ有ゝ
ゝ殿ゝ参ゝ
秘　久寿之

大宮乃ゝ殿ゝ
秘　久寿二人とゝ殿ゝ
ゝ殿ゝ
秘　久寿ゝ
ゝ殿ゝ
秘　久寿ゝ
ゝ殿ゝ
秘　ゝ
ゝ殿ゝ

秘 関白殿御事申候ハ
ばかりなんとも
世間意あるとき候ハ
ハ
いつれかなる事をかゝるにいのりてそ
りやうはとも
ゝ
ゝ
ゝ

せいいんとも

河

制諫

宮もとよりなれらふ

まのあたり

大夫北のゆきりよりはゆへ

はゆへとも

はゆへなれよりくれ

はゆへ

ふたりにもうこにも

四大臣の心ハ大夫ハ北ハ

ものの事ハ西ハ

ひとりのみ

まうしはかるもり

私

いかひなくとりこ

大臣のんをひ

まのあたの

宮のはゆみに

尋

大夫より

秘

内殿

北ハ

ものをみを

なるまの之
たとゝそうみもしれりあ
久の初之間大原て大ゝ満ひあるゝ
と雲井屋ゝ日ゝ
すいま一ゝひ新面ゝ
いとれゝ也に記ぬはゝるひて
はゝ事ゝよゝ雲井の屋たゝ
しゝゝ
十日ゝまゝんおりゝ

雲井北屋ゝ十日ゝ之夕雲ゝ二段
さりゝ
かゝなりふゝてゝ
秘 こゝゝゝいゝおりゝゝ
也大屋ゝゝ
河 こゝゝこゝゝて
ゝゝれゝゝゝ
秘ノ説可用ゝ
かたりゝさひて

大宮乃殿之

みそつまつりたいよりをそ
大文殿の御まつりて事所乃行
まいたそつまつる事物之人なりけ
はつかとそ
うろひのふやいけちるんとはいたそ
うすにけうひ殿乃たん
といふたいよりのうにかくるれん
やとはいさるつとれのつ

殿乃いそつる事物
うれなん事うりもの事
とそはつるとはひうりをそ
けそるつそ
たとこ殿乃はたとと事物殿
乃事はたとと
殿乃殿とそ
事物殿の殿乃事所乃行事
はそはたりそるとはひをそけ

それの事之
殿いとゝ成よりの事
父母人倫いうの人ゝ縁をもとゝん
ゝれのゝもゝ母のゝ
ゝれの
いよゝゝ
雲井殿ゝ海之
いてもゝれゝ
秘 大文字之

いてやゝけゝ
秘 寄れ君何之りの事をゝれはりゝの事之
けゝわゝ君やゝ人ゝをゝゝ
秘 君君我君ゝ君ゝ君之先ゝとの何ゝれゝ
ゝのゝ字ゝゝゝ
寄 寄れ君何ゝゝ事れゝゝゝ
永君ゝ
私君ゝも二秘ゝ
ゝやゝれゝ
ゝ事をゝゝれゝゝゝゝ

ふやはれまつにたまはりいて
ともよりうちに入給て
久寿乃うれのて雪ゆ屋ゆみ
ゆ之
人乃うら先んもうつれはして
あつをたくれはてあまてうつさ
はしいあはさるものはといて
はれと
久寿乃先れと宮和歌也

宮ふとくさくさまつ久ゆうり
大ゆ乃も伊とはうりて雪ゆ
屋ゆ久寿をあり世なと
れとうはれいとはうれと
秘 久寿の月四人乃事
はうれはひゆみゆん
秘 サしい文さうれとうむ人をあり之ゆ月
私さうてさてゆとりゆん三ゆゆと
さりまてとよはまつみや

ふとてすまひのまけかちはる
此程あいかんをあらそふるとは所詮
悔みつる
内ろもさてあるめ
秘 中井屋内さ
こゝとは知りてあんや
又々重ねて申
ちとうかがいたく
中井屋のさ
内ろの殿様
秘 内ろより退出あつて
ゝ返されなる新面のあつよ出ること
ちのすとそれなりて内ろを様
中ろより退出
そやあとそりさりけて
私驚破
内府より退出よりとくとの和
いとおそろしとあるに
去恨寄

雪井屋敷内へ
あらためる
はもとさとうれんと云
あるゆゑ
はいり雪敷にて
さとうれいひるんと云
とるく出ひるゆゑ
とうれゆゑはいり
又雪敷にて出ひること

はいりてとりて
秘
雪井屋敷のこと
きゝをみくけよ宮こせはいる事
みてい
秘
山極仲を敷とりはらあるこ
ゝ事と云
いてやうるけ家世ゝ
雪井屋のもの
殿のおゝの事

四大臣共事之ゑれいとてをゝゝの絵文
按察大納言文実母なりとも思うん
事しゝ
先ゝて申ゝしゝも祖乃ゝゝ申れ六位すゝせ
ゝゝ
河原左大臣
三條乃上共先ゝと冠者ゝ元服ゝける
祖之ゝ六位をゝて冠者ゝ元服ゝ
を冠ゝゝいゝ冠者ゝゝゝ元服の
ゝゝ
いまゝゝ祖位よゝゝゝ

久寿

くれるまで北海に入る紀伊の国みとりやいとしろかれて

秘

久寿の奇之

国人問之

紀伊の海みるとも海は見えぬ色

ふかしらしも

建久年

いなくに乃うれしかりけるとはいふ

とそ人まれ中は夜そ

秘

いとふそめられ中乃夜そめて冠ん君

乃ひのさみとるにつきる所

姫君は奇之

秘

かくなくなくよる人のりて行門ふれ

いとはんよるとる所なるとと

殿いりのとるとるわるとひと

内人乃とと人はたはせんとてこゝはち

とられのこと

とられるふ

久寿は我方より之

はるる後こゝいりにて

[illegible]井屋敷四人[illegible]
[illegible]
久[illegible]
[illegible]
大[illegible]
[illegible]
[illegible]
河 なを[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
河 人[illegible]
[illegible]
[illegible]
久[illegible]
[illegible]
[illegible]
秘 [illegible]
[illegible]

大殿のことゝ五せうたまへ
秘 源氏ゝ世ゝ源ゝ五節ゝ惟光ゝ也
弄 ゝゝゝゝ也弄
同云源氏殿ゝ云郷ゝゝゝゝ
一説ニ知むすめとゝゝゝ人ゝ
ゝゝゝ女五郷ゝ受領ゝ四ゝ
人ゝゝゝ四裏の五節と名付ゝ
或院ゝ五節ゝ受領ゝ名付ゝゝ
ゝゝゝ源ゝゝ四ゝ縁

ゝゝゝゝ

[illegible]

二条院の事

中宮[illegible]

扶[illegible]

過[illegible]

[illegible]園[illegible]

秘[illegible]

河

薄雲女院崩御[illegible]園[illegible]停止者也

本朝月令曰五節舞者淨御原天皇之

取制也相傳曰天皇御吉野宮日暮

彈琴有真俄仙之間前岫之下雲氣忽

起疑如高唐神女髣髴忘曲而舞独入

天矚他人不見挙袖五変故謂之五節

其歌曰乎度綿度茂邑度綿尤倫頂

毛可良多万乎多茂度迩摩波庭乎

度綿尤倫頂茂

善相公異見内一請減五節妓員事

右臣伏見朝家五節舞妓者大嘗會時五

人即皆預叙位其後年々新掌會時四人无
預叙位之例由是至于大掌舍時權貴之
家競進其女以宛此妓尋常之年人皆辞
道可闕神事爰有新制令諸公卿及常
摂之進之其費甚多不能堪任伏案故寛
弘仁義和二代左妓内罷改遍令諸家擇
進此妓即以為選納之使也諸家僥天恩不
顧糜費尽敗破産以貢進方今聖朝倦
其惟薄之其防闘此小妓女齊畢以家無預
燕寢然則此妓数人遂有作用案舊記
昔者神女来齊未必有定数四五人伏望択
良家女子未嫁者二人直為五節妓其時服
月料稍令饒給節日衣裳亦給公物若貢
節不嫁經十ヶ年者即預女叙位聽令出
嫁若願留侍者預之蔵人之列扶其替人亦
如前年寛平遺誡曰毎年五節无人進出
迫彼期日經營乞切令頂云卿之中令貢二人
非其子必令求貢殿上二人選入召之當代常又

貢一人公卿女御依次貢之終而後始以為常
受領入十月節召仰各身在前令用意

按察大納言
雲井殿兄まさ[illegible]
[illegible]

秘 養上乃兄貢之公卿乃也
[illegible]乃五せちにいうしさよ今さ[illegible]

かみ

秘 公家ふ二人受領合二人之受領ふ上
[illegible]

尋 同殿上人乃まいすれうの節云
河海よりとかゆ一動殿上人の系
らすれハ大内[illegible]
五節ハ恒ノ年ハ公卿二人殿上受領二人四而
也代始ハ公卿二人殿上受領三人五而也其
ヲ受領合ハ殿上人ニテ系ラスレハ上ノ五節ト

云也五節舞姫四人事善相云異見云新
掌會時四人云と今年依為新掌云若四人
云卿二人者按察大納言乃至蔵人殿上受領
良清惟光之以上四人
私云うしろよりとい近江ちゝ左中弁
めとうれうり宮内卿をいて左中弁ハ
本宮近江守ハ兼宮ゐれい左中弁て
近江ちゝけ宮とうこと宮をを
多事い受領ゐれよ近江にて

左中弁めと云ん丸
みゐうちゝ也て宮はゝすて
秘 日河ゝみしうとトアリ
弁 同五節しゝ
一説 記ゐ注セラレ今之
とゝ也ゝ也ゝ
南殿四人乃舞姫皆美人の女之
とゝまい姫いこれ川の名に北はのちよ
て乃京大夫ゝけ名ゐもすゝうをといと

いとをとこ[illegible]

尋 同惟光ハ源氏のかとに[illegible]

[illegible]又愛願[illegible]

源氏君[illegible]

[illegible]

惟光[illegible]

迷惑[illegible]

大納言[illegible]

按察大納言の[illegible]

[illegible]

[illegible]

祕 惟光[illegible]

[illegible]

[illegible]

くせんと思ひ為ん
海ひろ〳〵なれとも
かねて雲ふかくうゑ分せし也
くしはきをと
いしやくの人をらつし
それはゆつたきて
メをうけて
とくれうと出ん
ようなとと出ん
ら海いそれゆをと探しかるれて
ひろ海の又程よつまれ面目とと
出ふかりて海使せん
海前の武い寅の日
海前をとるゝ世て
見い海の出ふすてれうかゝ心
れまへのをい出前とゝむ嫁乃を
おまへと使つたる
いま一世ゝ海乃まうを

行つ花人乃なまゝあれいま一ゝを
ゝ世ゝ世ゝ花ゝ
ゝ世ゝて行ゝよゝうい
ゝゝいつまゝゝゝ行ゝ花ゝ花ゝ
ゝゝゝ

ゆうぎんかるひ

秘 徒然乃中をさけのつと 図 薄雲入り

いりあらりつる

ゆきつもりてはるかに

ちらはたのもてなし也

まひをむめ

惟光女

風をうらうらして

夕霧はうちうち

なりやうはけ

秘 惟光女

かの人のはほと

秘 雲井北屋に似あり

いかにとうちうちひやうに

中井北屋うりちと立北女ろ也

屋うちあいものことはひ

雲井の屋うりも年あとゆきうち

たちはうち也

何んもはく

松 んもるゝみうり名記ゝ

久寿 ひのもふ海をそよをう姫北方人をもうんさ

す高ゝ分るゝ

ゝ也 ゝ姫とい五節舞姫北事之我物

ゝ傾ゝゝゝに之ゝ之ゝ之ゝ之ゝ

事北ゝ分ゝ木綿ゝゝゝゝ

拾芥抄ノ内 みてゝいゝゝにまゝあゝにまゝ

ゝゝゝ姫ゝ宮ゝてゝ

ゝ 豊姫ゝ天照ゝ神ゝゝ也

秘 天照ゝ神ゝ宮人もしゝ天人ゝ姫ゝ云

ゝ傾ゝゝんゝゝゝ人ゝゝゝ事

同延式神名帳ゝ一書ゝ若宮トアリ

住吉ノ内ニアリ惟光ゝ今按清寺也仍

ゝ名ゝ称名抗ゝ

九禅抄ゝ表紙ゝゝゝゝ姫ゝ

用ゝ惟光ゝ按清ゝゝゝ若姫

ゝ住吉ゝ二面ゝ海ゝ豊若姫

ゝゝゝゝゝゝ位ゝ北ゝ

私是又称名ノ後地ノ異ある方法
ニメハ標ニ礼ニ物を頂ストテニ礼ニ
神事礼物良ナレハ注連ニ事ヨセタ
ル也

みけうれいとれめ

河捨万ロ

ときめこうゆるゆるれ

秘

きせうり思ひそめてた

河内国しま

うりはまるつるれ

秘

久しれせうりのんはりにうり

けめと事ある地ち也

ときうきうきうきうれとあれとも

惟光れ女のんれ女雫をうれとも

ときめこ

ある限もつうきうう

秘

女乃れりつ

けさうしうとて

秘

きうあるうこ

はりはるゝ事
そ
そゝはつることアリ
河挙 文選
ゝりかゝりて
夕霄れんこ
ゆゝはのんやゆゝれい
六位乃袍こ
五節ことはけるゝ
色ゆゝられて

河
殿上六位聽直衣之蒙禁色雜袍之宣
旨弥或説被加職事乃六位職事之
禁色故こ
西宮抄云指貫ハ王者以下衆人所用こ
言時有制臣下不用之近代五位已上昇
殿六位皆用之こ
六位禁色乃色ゆゝられくい初れゝる事
六直衣ゆゝとゝる一禅御説こ
或夕霄六位ゝ也直衣をゆゝゝる事

八月廿日の事ゆへ
されてと云りなれの上乃きぬ
つるゝ所ゝを云れ初之ゝ
又御所五節ゆへ六位も黒衣ゆゑ
されゝゝ也五節ゆゑ
ゆるし之

秘
五節日直衣ヲ着之余勅宇治左府記
仁平元年十月十七日 癸巳 晴今日久五節
参内師長朱衣聽直衣之宣旨来

節参入例先面月仍不参内ヲ寄之五
節之次上古直衣ヲ聽ハ久雪モ此次直
衣ヲ聽ト見ヘタリ同書ニモ此事アリ
みとりゝゝ
主上をゝめ
て元ゝ
五せちれまいれ
ゝ

元
十月中七日 辛巳 妓参入或曉系則在帳臺

出御寅日御前試卯日童女市覧辰日
節會亦如進発
大殿内と大納言はしとい
按察のめと惟光ら女
うしう
秘 巨こ 寅日
河 古こ元 ゆめうしさんゑ巨こ大きや
うなほんゑ廣韻曰巨ハ大こ
ものこ
秘 ものゆ地こ何事もこゆくうなゆ
かうほめうものもりとうまく
ものゆ地こ
みゆすうおとものひゆく
秘 上古ハ十二三こ今ものハ年もゆゆ
大殿
ほもものゆうて見ゆ
ゆうほめと海りゆう
秘 はうのゆ節ゆ事こ

[illegible]の浦にて[illegible]人の帰京乃
[illegible]
[illegible]人貳の女

河 しないかさ女をいつく芋葉る未通女か
と色こうるを未嫁女乎事という天乙
女い天女乎事之兵女の地名九され文五葉
よい妻女(ツマラトメ)たいり昔とい筋業五節九
花散里まをみてあるる
毎月乃長くれ月うる

河 十月中九巳日より始る若巳二ゆれい下
乃巳之位上の巳も有例ば巳よりり乃
日とうふ辰の日い文節九絶乃節
金の日之

源 をとめこと神をひめんゆる月神ゆる紀
世のなよりの人めるれを

紀 をとめこと神をひめんい黄九文節
をひい出てこりゆまつ神ゆる紀之人
九奇九しめる神ゆる山乃ら月紀

そうれは世にそうあるべきことと見い侍る
此事をとゝみあり
秘
はるゝの節此もとゝはるゝあるべき
事なりとゝ乃ゝりあるべきこと
秘
三月此はるをとゝはるゝて
秘
久しくとゝなしとゝきてはるゝあるべきを
はるゝれぬとゝ
秘
此事なりはるゝまゝ此事なれども
かゝるゝりゝれば五節の心より一段御
座所と思ふゝとゝあるべきこと此段第
五地の參りてゝ侍る
是五月
はるゝていゝとゝ此事なりゆゝれに
乳乃事の神にはるゝ
公
はるゝていゝとゝいひくれたる羅のこ
はるゝひはるゝとゝあるべき五節乃事
乃日はるゝ此事なりはるゝ
とゝ侍る又此事此神はるゝ侍事に
日乳をとゝ入るゝ

秘

そのうへ源よりとて返りしを結ぶ

よりとをへりくく

寿

神に引もてゝ源氏より五節遣た

りし事を見ひらせる所也

私世々の字はそのうへ事をとりて作

ら所也とゝ云ゝ

所詮りのかゝくとりあつく

寿

五節日にてに色ぬるさぬ色かゝ

毎年辰日にまとるにさうにしたせく

かもり

花

舞妓ノ装束七ノ日ハ赤色唐衣寅日ハ青色

唐衣辰日ハ青摺唐衣亦紀日蔭鬘也

青摺ハ小忌ノ事ゝ

源氏君乃ゝ屋りあつ辰日乃事

なれい事拾乃後ゝ五節君此色事

をとる所ゝ

秘

辰日ハ青色をとりをゝゆよわよひく

河
青摺の紙とゝいまゝき蝙蝠紙ゝ唐紙の又
そこゝよりてゝ蝙蝠すて招くゝゝもゝ
五節乃折紙のゝ紙のゝゝ
ゝゝゝゝゝゝて用ゝゝ
こすみゝゝゝみ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ
人ゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ

秘

五節ハ内裏ニ於て被ㇾ行ㇾ之ハ国
乃事にて世てうけ分の之事
奇院分と被ㇾ行ㇾ之事
ハあり

記

前菓宮内卿の時ハ雑役有被前菓
院退出の時ハ花事傍俳被ㇾ行ㇾ之神
事をもく解脱之五節乃雑役
内記の被ㇾ行ㇾ之ハ出るすべ作り
五節前後北菓より諸被ㇾ行ㇾ之何

乃役を河内海道より被ㇾ行ㇾ之中
傍也事傍雑役七瀬北瀬一之内近江
被ㇾ行国司分てまゐ分京職所被
ㇾ行之保宣流平京職ハ又節をもて暁
天退出の時被ㇾ行ㇾ之上言ハ事傍雑役
まてもて内ハけるる近代を内節もて
陰陽寮にまゐけて勤仕之
七瀬而ハ
雑役　晨夕　河俣藤　橘小鴻藏

他久　奈谷　辛崎　近江

又治中七瀬者

河合（係）　土御門　近衛　中御門

大炊御門

（二条まま）

應和三年七月廿一日御記曰蔵人式部

丞友原雅材供御物以明日令天文

博士保憲赴難波湖及七瀬三元河

臨禊

拾

みそぎするもとゝ行幸ありて

祓えをはりぬれば

同集し伊勢の内侍なるべしに

行りて内侍ありけるに

もとゝ所よりの帰りの和歌

郭公鳴くなる花をさけいまの

初て家けりの事

大納言もとゝ所に

ことはいわゝとあるてゝ

国立公文書館
National Archives of Japan

参して内門退出
左衛門督の北の人の
秘 宮よりいかゝさぶらふ
弄 宮女御門北に裏あり
それもとゝめさせ
秘 五節より参りぬる 弄日
はのうへいるのもとなりなるよ
惟光典侍(ナイシノスケ)にとあり
ちりやいかゝ内へと

源氏ひんの典侍みと抱参ひんと
かの人を
秘 女房
宮はいとせんを事をきゝてわいなく
女房の見つる
ゐるやうに北のとゝまる
文寿北方に早りある

日さとの事まい
ゐを井戸とゝきて思ふに
何ゝ孫とゝ人命ゝ何をいふる
うりうへて
秘 ゐ井戸に事にすきうへ
秘 山蔭姫の兄弟之
五せりいい所
人命の句
あゝゝとゝていい

せうの童北色養
ほのいとようゝ
人人命北句
海ゝ移り
秘 海ゝ也
河 在人天 みまゝうゝ之きて葉海丸日本紀
今の字所いまゝとの見りられを略
して海とゝ丸或い命之トモ書ゝ
いうてうさい作ゝん

ばかりにて
ばかりてしみはらすく
ばかりもかやうの事ハ
秘 ゆうの事いふもいはりも地そを
思ひとも
そのほとりいはまてや
惟光ハ女ハ事をそく
秘 ふとりのうそやう
古信ハ夜にうまふ 花子日

久雪 ばりけりやそそあこうあ
ものそ独にうそ
秘 ゆうんけうそ
やの字ハやスメ字ハ
私やう字ハそうんそ
阿 ばりけりハ蘿蔔為手雑 諸社祭
ふをひけ弟子ハ鬱しそする
ふりみるほとに
秘 先生
私 惟光ハ女ト童ト

ちぬ

秘 惟光へ　又ちゝ北殿人すていゝ

河 主へ　世徒云るに北殿人すていゝ

ちゝ殿ちゝ殿いとゝかゝ侍る

ようぬ殿ちゝ殿と

これちゝいとゝ侍る

ちゝ殿と

惟光北殿へ

殿のちゝ殿へ

秘 惟光北殿へこの侍る

きんひらいれ殿ちゝ殿と

世徒行取うつかあこゝり

秘 ゆゝ殿へ寺内童々殿ト内年へ

ちゝ殿みとを

又節ゝ母惟光の書へみとをいれ侍る

こゝ殿へ侍

光ちゝ惟光又殿北事をあよゝ

殿のをさてをもん行ふに

寺 惟光源氏のんはいつ

秘 源のけんをゝ但々音をゝんてゝ

私源氏けんとゝてゝ

けゝ乃入をもんをめゝ

惟光もゝまひゝ

みかいをもんり

私ゝまいゝを給ふ

私云けをんをけゝゝやうもけて

みかをいゝ世んかゝいをゝんを今

ゝやはゝにいをもけゝりみを

なゝをゝを也

もゝ人ゝゝをゝにゝやゝけけに

光 をゝりいをゝ井もけの事 寺内

秘 をゝ井けのゝゝ人みをゝをに加よけ

けをゝゝ

私云世をゝ三物もよをゝ井けの事と

けをゝをゝをゝけゝ或物ゝ同云

よい五節ハ事とあり如何へ
ハ節の事と
ゆ[illegible]
やうに一毎の乃みとうりのわ[illegible]も推
之乃ち[illegible]ん事をけりく宮ハ人
ふいそ[illegible]ハ[illegible]の事いかゝ
ま[illegible]之ハ[illegible]
のみんの[illegible]
つ[illegible]

一毎[illegible]人[illegible]のかの人[illegible]の事
事之
毎ハ[illegible]ハ事
[illegible]事
ハ[illegible]

秘
[illegible]
如[illegible]三条[illegible]
記
里[illegible]三条[illegible]
[illegible]三条の東院へ

殿さこれ[illegible]の[illegible]あいすて

祝 [illegible]の雪を花ちる雲よりはつかの[illegible]

[illegible]

大文乃はよ北こるまの[illegible]

これより花雲へ[illegible]雪をきて

はつかの[illegible]はよ初

ゆきをうつしてうつしの[illegible]

[illegible]

祝 はつかの[illegible]

花散里乃ないはにとゝみてゝり

[illegible]にゝゝみて[illegible]

祝 [illegible]雪北花雲[illegible]

[illegible]

花雲里北[illegible]すれぬ

人をゝ[illegible]

はゝ[illegible]

[illegible]

はゝ北人乃[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

元 花蔵里乃事を云
そらうしなるもり
此俳名の事のんを筆記事〳〵て云也
宮〳〵の事こと記
秘 名音の俳無之 并日
雲井屋おれそ孫名音一人乃師
用意之
みるもあうを
方位れうそるの所於之

はいかりのことにいかれ(まま)ひまの所まうう
名音れ句まうれ(まま)ひ所ぬうれんぬて
ものてうれもれんん
大宮乃句
れい孫とうれそれう
秘 名音句
ものいう孫おもんれうれ
関雲井屋れ事れ見ひれまりてう也
ひとりてのやうにても

[illegible]

雪舟屏風事、大宮内[illegible]

男いくらかの[illegible]

秘 大宮内

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

秘 養上文

物語[illegible]

秘 [illegible]

[illegible]

[illegible]

秘

とゝ〳〵ゑ之

ゑんゝ乃院すてゝ

尋

花蔵里ゝ住ゆゑ〳〵

ゑ蔵里の住ゝ

ゝゝ

秘

花蔵里之

ゑ者よりいまゝ

ゆゑ

秘

養上之

宮ゝいゝゝほゝゝゝと

ゑ蔵ゝゝのゆゝさゝ乃ゝゝゝゑゝ

ゆゝにいゝゝゝゝゝゝかゝゝり

ゝゝにゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

大文字和之ゑ蔵をゝゝゝゝゝゝの

ゝゝゝ

[illegible]

[illegible]事〳〵大文の初

かゝりはてさぶらひ[illegible]事と

四大臣をはじめ[illegible]にもりの〳〵事

世人(ヨノヒト)もめでいとあれと

つねの人よりはなるすと世をすてしと

されとあまたの[illegible]いさもなくぬる

此[illegible]ゆ[illegible]に就をゝみのふ[illegible]

[illegible]四大臣[illegible]ある[illegible]

[illegible]ひさしくなりぬとあれ

大文乃うゝ[illegible]

さてをきぬいまゝ何のゝ列もゝ

しゝゝゆ[illegible]人あまたに人[illegible]

[illegible]の事あれいなりゝゝゝ事

と云て[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]に大[illegible]

秘 [illegible]三月之[illegible]大臣[illegible]節会と

みもわかうり出仕せられ候中たん
来節會ありとにとも系する事あり
毋
一説源氏の君たち後人臣として節会を
乃出仕せられ候事ありもかつさ所見之
良房
ふるさとにおもてさわやかしけれいあり
乃主ていよ
秘
忠仁公也准三后い忠仁公たりしめ之あを
馬ひろうしまつる如
河
光仁天皇宝亀六年正月七日天皇市楊梅

院安殿設宴於五位已上侍而内殿宴
進青柳馬兵部省進上五位已上裳
馬是白馬始ヘ
忠仁公覧白馬宴旧記取見未詳ミ
但宇治関白以彼例覧之然者勿論乎
白馬者引諸院宮之故也忠仁公依蒙
准三后宣旨被覧之歟宇治関白同
之源氏太政大臣同就准三宮覧之
者也

准后事　太皇太后宮　皇太后宮　皇
后宮此三ヶ所ソラ〳〵ニ准三后ト云也
執政准三宮例
忠仁公貞觀十三年四月十日為准三宮
昭宣公元慶六年三月一日准三宮一如故事
仁和四年二月十九日吏賜
之依前固辭不受
貞信公天慶二年二月一日准三宮一如貞觀
故事同九年五月廿日辭不賜忠義公
貞元二年三月四日准三宮

東三條殿白兼家公寛和二年六月廿二
日為摂政准宮宣旨

尋
忠仁公例良房此おとゝの例みゝあを
馬ゝ引事後代ハ甚例を用ゝる事
又良房公の賀此事ハ所見ゝたゝ
たゝやまゝにゝりゐ侍ゝも一勘

尋
或あを馬を白馬とゝる事まゝきまて

白さといのてのまりに白さ地い青り
こゆり給之七日節會ゝ青馬節會
ゝ云礼記文し云馬之一勒
ゝ云礼日の四乃きゝ礼をうけ〳〵
昔乃たゝ〳〵ゝ申ゝ〳〵
花
四礼儀式をうつゝゝいなをるゝをしくに
ゝる寮馬ゝ下供奉ゝる儀式ゝつ
〳〵ゝゝゝゝ昔礼ゝゝにも申ゝゝ女
毎ゝゝゝゝのゝの例ゝも

行事ゝゝいゝゝゝゝ

見國史

天慶十年正月四日村上天皇幸朱雀院但
毋后沛同宿謂太后于柏殿 見李戸王記
其後度々幸此取作亀山院沛宇文永
八年五月行幸後深草院沛取長講
堂之時有沙汰為中門下沛如朝覲行
幸被追天長亦例云々

秘

仙洞御乃行幸毎年朝覲乃行幸
とて所なる父子此の事之れい見

ゆ行て御ゆ御ゆ行ゆ之仏様
の奏に書文をいまのみこふ為て
あとの行世を行とう宮り為て
冷泉院い朱雀院の御稱をみしられ
小書 仙洞乃行幸事中たるとい連
乃事ありをを

故宮の御忌月

秘

藤雲之忌月音よりもへ事日
或御をくりとあそつをて唐ニハ忌月

ナリテ忌月ハカリ有日本ニハ忌月忌日共ニアル
同忌月又ハキリワリトモ
人ニ云れなれ色よりはうすくうすくねをさそなみう
しはあるなれはうすくてもはりあるとも
うすくはうすくまいりあふわれ〳〵の色を
さるへきなり
河保元内宴有洲浜法性寺関白被著赤
色袍之由見松殿記櫻下襲事面ハ
普通之裏ハ櫻之八幡臨時祭日主上令
著櫻下襲同半臂給或又時ノ行幸
ナトモ春ハ公卿著櫻或萠木襲染裳
束也
晴儀諸臣著麹塵袍一日之當色也
其時主上令著色帋袍給又才一人同
著之
漢代曆大唐景雲三年壬子正月五日同
外武官各加階及天下老人与极授官
年九十已上老与緋袍牙笏

西宮記云内宴之日臣下皆麹塵主上服
御赤色而才一上卿服同色之袍是又例也
有雑例之中故貞信公並小野宮大臣度々
着赤色但延喜之間国経大納言時ニ着
赤色ヲミノウロセントスハ地赤キ文黒
袍ニ

七

内宴日主上并才一ハ卿着赤色又殿上
賭弓時如此見西宮抄青色袍ノ下襲
ハ櫻カサネ或杏葉ヲ着スルニ

祕

アヲ色ハ麹塵ニ有ルヲ一ツ色トスルヤウ
乃時此ハ才一ノ卿ハ主上ト同ニ色ヲ
着スルニ

弁

一説青色ハ麹塵ト号シテ今モ極腦
乃ヤウニ袍ニ赤色ハ有ル様ニテ深ニ
青色ヨリハ少ウキ色ニ赤色ノ袍ヲト
ハウ(ノキヌノ下ニ)
いよ〳〵ニ赤色袍と
みなと源と共同一袍と

院もいとさきに
秘 朱雀院之
御願にて御ふくに
はくに紅梅のん
ふいろ也とて文人 秘奇日
秘 さきに御作文をかれ
その作にかもしとき
をもす
秘 学生とい今日及第人をも

奇 一勅文人い儒者之学生いと日及第
つる人をいふ也
まつ乃はうさきにろの部をあすつく
はるいふ大殿の太政官のころ侍り
ふ人をいふ也
河 延長四年七月九日御記曰玄月十三日或式
部省試判文其判及第者三人登省
記曰康保二年十月十三日行幸朱雀院
作題於義人不被行之

毛業共舟涯（慥）勒（左言）澄陵氷興膺及
才人一人橘澄平（字極宣 式部丞）兎弾守是浦子
藤原雅枝獻策（弁散示）村上御間
是ホ其例也
秘 勅領（記）
御前試ハ勅領ヲ為ス延喜応和康
保ホの例ありて又池川院寛治四年白
羽殿行幸ハ被下 勅旨有進士試
大殿のたらう殿ハ有ケ家

秘 腰病ヲ
河 水原物云ヲ
いとしのかるに記ヲ
ものに奥ヲ或云奥義ヲ
ヲ 勅文
今案腰病甚者ハ慢ヲ
甚ヲ
四天ヲ

はるかに後世よりはるかに後世にいたるまで
中務の試みに人を高量するものもあるべきなり
秘
放鶴の作文として中務の北人もかよはぬ
所なりて詩を作ることを放い
り北人より漢合のことを北用之
唐朝にも進士の試みにいにしへもかよへ
さるべきなり
河
放鶴試事

朱雀院試のいにしへを皆毎年のごとく
中務に行て詩を作ることを章生試
小野の者ども着して行之者の試ことにて
今は朱雀院にて被行之
りけるのあり伝云するものさ試の紙給
ひてひとり紙よのせてれば紙
例のごとくに紙を作り進士のされ
て方略の宣旨ありぬ
かくのごとく紙道なりて

秘　ゑ家のんこ
　　ふるとりうりてもかのそひぬる
　　ものとおほすこ

　　書寫物まつほと

院のみとみさとうり此事

花　院みとゝいさうりつかのみとゝも

秘　花角に此院のみとを相愛とゝ所
　　さるなや角まつり兼雇院よてゝ
　　昔乃也寫物ゝ所ゝ生ゝ所ゝ

尋　花寫此生にも書寫物ゝまつり
　　をゝ所ゝ生ゝ所也
　　ゝ此よ乃事なゝれなる花ゝ
　　兼雇ゝゝ所ゝ所ゝにつゝて
　　相伝門の師ゝの事此此ひ此ゝ
　　ゝゝ院ゝ所ゝ所ゝ所ゝ

寄
法敵ものとうりあつまる　一動

原
うらひとはけんぜんをもつてもつにてもつ
まつ花のうつりてうつまる

秘
今日は去常嘴いかゝとされもつまる
しもつ相壺のみとのうるあつを云り日寄

河法僕
常丸帰の原教ないむつにてあるひ
とりはなつはもあるれ
ふるはんを裏面ものをみるにも寄原は
きくれうらひすの教

秘
洞中をちとうゝみうゝ之今日乃約束
にて寄原りつもそなるも
帥乃みことさまゝ

秘
蛍寄りつゝ之

河
六条院の作事　若紫寄より秋風楽舞

人元
いまはゝはうつ　主上一之御
寄色宮
いまつ原帥はゝ之れ節行はゝ寄丸
移さんうつゝ

寿
世を祈りのみんとされいけるやかり
養しのことはり
秘
唐土より礼拝供物人多くを伝代
を祈りのみ
あさやに
祈ありたるにてこ
ありて
主上は御所をせのてこ
主上御
うらひとの昔代こひくはえ侍るこ
ひ乃色やあせるこは
はる雲也京代乃行すもむ[illegible]に
よりはる早りあるこ寿日花乃文
乃はせるはのわはる代のそと
花
主上の御製こ　うへをそ人はこ
これはるるうこそあり
秘
まのの地こ
見いはるあるてはしるいりあるは
うるはるれいまこ人を流せぬう

をいりみかれあるとあれとけうの
ものめさ海をいりる也事こと席よわ海
毎れ人とそうに奇ふうはれれう
かいりつ作をう有
ぐ所とをてたほりけなけまいあるまへう
はるとそうもめれ無ものつ文ひも問れあるそうん
はうれはと院のはまへにはいりそうんいまいの
あるきたそうるりつとはる
河
李ア王記曰天暦二年三月九日帰徳之 朱雀院行幸
向樂頭遠絃音不分明詔右大臣云操
絃者近候宜瓦右大臣奏之上皇令召
冨書寮古琴式ア卿和琴余琴右衆
門繪 琵琶高明之 治部卿 箏兼明之 又召唱歌者数
人候南樹
はうの殿上人何まうさうはいかあるうと
何そうしてはれよ樹人人
河
安倍尊 催馬楽呂 櫻人日
あふうとうもふのたうとやいみ

それ二位いまゝとうやかりもんをふ
のあるときに二位あれうこうやもをふ
ひさうのさ
唱歌殿上人之
同
梅人まいあれ事為つるをもとアリをふ
の神仏ゆり
なうもの所のまりにてうにむつる矣ことを
して
河
同月廿七日臨民日主殿寮供庭燎

之由見同記
おほきさいのをふ
秘
朱雀院乃無后
かんさきに殿ましませをふ
私
河海花宮宮人殿とあり
河
柏梁殿左朱雀院艮角東宮故事云
彼宮有素柏扇床ゝ此故元柏殿為後
宮内在所ゝ由見九条右亜相記
也
柏殿ハ漢武帝ノ柏梁殿ニくらゝやを

慶十年正月朱雀院の幸謁太右ヶ柏
殿に由見李ア王記
おとゝのもとに
主上の御供ふ給ふ
きさいの宮のもとにひめ
たゝの御幸
たゝの御乃ふ
右宮をとひて

主上の御ふ
ゝゝ
かゝるあくれ
秘
主上の御ふ
らんのふ
よ
ゝ
いまはゝゝ
私
宮の詞

[illegible]
[illegible]の事[illegible]
今の約束[illegible]
[illegible]
[illegible]
秘二条
[illegible]
[illegible]
秘
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

秘 これより[illegible]

[illegible]

[illegible]

朱雀之

花

此句松風を聞もはり人の様姿やうう
〻〻花山のみや

私ごとにてなつかしきふんな
あまりあり

大〻乃君之此日ぶ〻うはたりおて
進士になりおぬ婿うはとれること
ものをそ〻せおて〻とうあいう
に三人ありこと

秘

作文い詩之うはたうういうるこ
横入〻ものを学をるれい進士といり
中乃物を偏ものの家此人ものい秀
といふこ

寄

一部秀をるるういつまを進士と云
必〻をものりはりおもいい
つまを

河玉剤

礼記曰大樂正論進士之秀者以告于王
而朱諸司馬曰進士註曰可進受爵祿者

聖武天皇神亀年始進士試 帝王系図

進士及第例

養和六年春五星若連珠詩 廿神友原氏宗下 及第

三人 三月廿日判廿神友原氏宗朋臣 孫王成世王 桓武御後仲野親王男 三原

永道 文長河

登科記云式部卿是忠親王三男進士及第式

瞻王延喜十六年八月廿八日試 行幸朱雀院 御題

高風送秋詩 以鐘為句 七言六句 及第四人九月廿一日判

友原高樹 字友原童 近江掾 大江維時 字大江二 春閑良

親 字朝二 藤原春房 字友原藝 已上四人不作用

句及第

三人

秘 久家此中

秋花はさきのこりて人をまつかな

河 正躬王 葛野親王男 弘仁七年補文章生天長

八年十月二日任侍従

源清平 是忠親王男 延喜二年九月文章生七

年九月廿日侍従源保光代明親王男天暦四
年十二月廿日奉文章生試同五年遂及才
十年正月一日侍従
関白近喜ニ源光ノ例ニ可尋
此秋乃京官除目より文章生行賞之
人乃沙汰事
雲井雁乃事之花日
たゝ乃せちに
大殿ニ問ふるのほかはなきを
源六条院とはゝりあるゝ事をかたり
うらもと
ゝてこゝにておほゝ乃ゝ乃山乃と人
ゆゑ乃上事ゆゑ
六条京極ゝりに中宮乃山ゝ乃ゝ乃ゝを
とゝ乃ゝり
尋
六条ゝの乃ゝゝ乃ゝ中宮乃山ゝゝ乃
ほゝりをゝ乃ゝり
花
中宮の山ゝ乃ゝ宮ゝ六条乃ゝ乃ゝみ

ぬひ一面あり宮殿六柱流西面八町
の中にはくり入れらるる
秘
宮殿西の四隅
ほとりにて六条院の息所四隅に
ほとりに北の町をこめらる
二町宮方如
河
内の物語云紀伊国牟婁郡
熊野の山にねたとふ長谷の寺北渓
のほとりに宮八町の内に紫檀
蘇芳ちりぬるを云ものとを
枝木として金銀瑠璃珊瑚琥珀
の木
にて東陣の
にて書乃山南乃陳のことにて夏の
け西乃陳のことにて秋の林ゆすり私
の林宮面をあらうえ
乃ことにて世代事本撰ことにてうねり私
孫北源氏の文れたに遠うえ宮面八
町の内は宮寺の面をけうことを丹生ものと

いまるおれより
ありの宮
秘 常上の文ども
御賀の事あれば
又ありの文の事の儀を
しるす
尋 御賀事 一勅賀義先祝不同之法
事こハ某師經参令經ふ借書の事
あり

おとゝもけふ過てゝ
尋 なほかりの御賀の事なれいるゝ
ゝ也
ゝゝゝゝんの家
六条院作り
とりてい
秘 源氏物語 尋日
あるいそぎの事
これい於六条院作りみぐ事なれ

面

[illegible]事

河 [illegible]賀乃[illegible]年の満[illegible]

後德大寺左大臣記云試樂[illegible]不審

若葉上乃奏[illegible]

[illegible]賀也

三代實録者元慶二年九月廿五日丁

巳太上天皇延屈碩学高僧五十人於清和

院大設齋會講法華經限三日訖太皇太

后今年始満五十之筭由是慶賀倣

善祈禱餘齢親王公卿文武百官畢云

[illegible]賀[illegible]

[illegible]賀[illegible]事[illegible]

[illegible]賀[illegible]事[illegible]

年忌[illegible]不用之　[illegible]年満之

[illegible]

[illegible]

[illegible]

秘 [illegible]

秘 等上あり 絶佛ゆるしなくしてもの事

の事

秘 もゝ安里紫堂と北はゆるしをいとり

はゆるしひまして

同 原と花ちらはと北中の事ときと

ゝ紫と也安里との事

ゆるす世中まい何まねきはゝ心

はゆるしいとり北用意仏きゝあひて

事は宮よりゆるす北のゆる事之原北世

界つゝあまねく仁恕北あ人なれう

事はいなゆるゆるゝ

ゝにゆるゝゝゝ安ゆ

秘 原氏事は卿之仏すゝよりゆる原

夏ゆるゝいは紫と北安ひゆる北霧

也にひゆるゝ原はゝゆる事を世

のはんと 寿円

はゝしと思ひゝ北のゆる事こそ

同
平成乃時代のはじめの時代をとうまり
ありし事あるとかあにかりさう
北事元さま
かくあまたいてはひとかんをたりる所
ゆにとりまたさう
俗北面まち北事に出さとかすくまて
まて所のあの所事西の人をんにく
をとひさこゆゆる事をとれとくく式
ようの乃をとも也

ヨウ家まてあるひとを称と
事卿をへいうをくしをあるすれ
を出上乃時よりは事にあるとと
をれ所にあひこを称をいとり
あいほくふあるをにみくこの世りあまる
まて

出上北家せられあはりあを海を
まあかすにみはかをあとをも後北元
花をあと收をあるをあのんと

小乃ゝ[illegible]ゆゑに
雲の絶間ゆかりの[illegible]郷の桜
ひのゝもりのよはなるゝ

御乃[illegible]ゝらひの[illegible]と

秘 王母御立石ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]事を
いのゝ

[illegible]

[illegible]

八月[illegible]六条院御[illegible]

[illegible]

河 六条院 河原院を換する[illegible]御記よ
[illegible]一世源氏作ラレタルモ其例
[illegible]

延喜十七年三月十六日己丑此日參入六条
院院是故左大臣源融朝臣宅也
大納言源朝臣奉進[illegible]院
延長二年正月廿六日乙丑此日參入六条
院々御此院

ひがしとなりまちいの中宮北ゆるるを
六条院ノ坤ノ町前則六条院長殿の旧跡
とも仍秋好ノ別殿アル
うめみのいの殿乃
巽よりいの北ノ方之
うしとらいの北院ゆるるをみ給ひ
むかしをもも
いぬるのまちいの方ノ北ゆるる
乾ノ町花ちる也、

ひのくまの北ゆるるを
もとの池山を保ゆるはるる北ゆるる
をは作りそへ
みるとゆるるいい
多門と之保北ゆるる多賀と
ひゆるよりひすまゆるの春乃京紀
を作る之末ゆるにい春北ゆるるとあり
とも北山ゆるる葉乃
海ゆ長ゆるの石ゆ世ゆ時の山ゆ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

牡丹の新芽

苦丹之 牡丹と云 友の新芽なり

河 岩藤之 瞻と云 草なり 同物也 薔薇

苔なとなり

同苦丹 牡丹と云 仮あり 只名別なり

云へんくわりていなり

うとゝ也 町乃西ハ馬場殿より作る

なり之 競馬の為之

五月 サツキ 乃節 遊而

上馬ゝ也

之之也 花同

河 馬場殿 埒 五月ハ馬ノ月ナレハ 友ノ方ニ乗ハンニ 一説云 殿也

才舎シキトヽトヽ云 殿より有甲殿有 殿

又寝殿シヨンシキトヽトヽ云カコトシ 今案此

義不無野分巻ニ寝殿シおとゝ也尾

トイ(リ)し殿ニアラサル也 只殿ノ字シ

訓シキトヽトいふ故之人シモ大臣ニアル

テサヒラバシラト、ナトヲ云ヘ殿の字
ノ訓ヘ

みつのはちりいきつれたてさはきをけく
みつるまちのり
いなの井北町の四面ハ明石の住のふを
のはるくとらふれハつきをけく沙
倉町みつるへし

私 ふれいうのはるはるく京
あよあうりありりりるくるもり
明石ハ中之の作毋ぬんへ
ヒんのうろほひ
六条院ハうりの此へ
彼岸斉法成道経云一切衆生依時二八
月斉十方世界一切衆生離苦得糸
灵瑞而已
岐岸者二八月幸會時徴到彼岸斉食云

波羅密　此云到彼岸

私　特正ゐれいうきはといつり

一ゐひゐと

はるゝ〳〵一ゐめよ移徒なんとゐりか

しとうきとて中宮い渡御遍行

おいゝにもゝはるゝ海ゐひりる里

ひゝひい里と花萩里いりゝり

ゐゝ

春はるゝひいゝゐめはなり移と

はゝよゐゝねゝとゐひとにゝゝゝ

もゝゝゝ

はゝ車十ゐはせんはは信五信ゝり

秘　里とはゝゝひゝゝゐ日

私　六信いゝゝなる紀

ゝゝゐ海はゝにいい

原里とはゝゝひゐれいとゝし

きゐとの事ゐはなゝねと

五の子ゝ里ゝやゝとゝふきゐれい何事

もとのごとくにいりてさとはあり

河

荷力りこれを荷暗

ほれはしこれをみるを

いかにかくれはもしれを

花菖蒲をおよ花ちる里をの春をひ

うゆうろひのもとあり

おもしろおもし

第上乃はるうりてさみちりる

しも也

侍従乃君をもて

秘

久重を花菖蒲に供をもあを

うるはしてうは侍従乃君へい

も菖蒲をはるよ所のをおとをあやう

にいうるはしもをのまをを事

るれと侍従君へうをもはるう

かるあるしをるをはしとら侍従をも

てうはをのまをうをのまをとと

へ

如房乃物語ニ曰ちかとをはてゝ
こゝまでなり
河
宮ゝ細ふ
如房此ノ孫なれとそれ〳〵よあて
こゝ所ニ見ん
五六日（イツカムイカ）ニて中宮
姉ぬの六条院へ立りあ
ひていとあはせ
秘
世上此ノ所ニ

らうがとをとゝゆるかより
あるゝこなる北廊あるとゝ
けらくをゝきさ
廊ゝと行かるひてゝあらひかゝ
たゝのあるゝ体あらるるといふ
あるゝえをいふるる
扶ぬ中宮乃あるゝ
こゝるゝに白てまつる形
花 紫花ゝ中宮よりまつるゝ

あるるゝ白色
まゝいの袍紫地 私 紫上の時
阿 紫菀色 面模芳 裏いまゝ
寿 かゝをいゝてゝ
らるるゝ紫菀あいきぬ乃事
欲 一勅あるゝ紫いよの時のく
ち葉の白ゝ
まゝいゝとゝるるゝ
さり宣命

秘　秘　秘

紫のんん

ゑ　ゑ　ゑ

ゑ　ゑ　ゑ

ゑ　ゑ　ゑ

紫式部

風ふくるもみぢいかなる事ぞいそ松の
わかうしてこそみめ

秘

あきかぜにもみぢいかなる色ぞねの松
の事ぞとてはこれとよみ給

松

ねくらまた松よのなかのもとも早
もとをしてのぶる事

松河子いかなる松よりけるこころ

或説ニ
下ノ句ハ早下
風よりねぶかい
色こくうすく而
白ばかりしらぬ花
わかい色モナリね
葉シントリメル
心ヲモメセスリ
いそうこゝろくいよ
つよくなるいをを
しらぬこゝろ

こゝろとかりみ給ひもおれいつその松
となり

河

いかなる松五葉の松之万葉よりえ
らぬいかなる事ぞ之もいそなとと
云ふ古歌より書とい遊記の風情か
ら

或中ニ岩根の松よはひをこそみめと
なり白よれ同とをるなり

拾遺云元良親王家書殿乃ろうに

雲然いはれつゝ所とそのかたをまれい
ゝ
なをれたりうつかりといのけまとを
りつゝき侍ほこれいりとゝいはゝ
ゝ
ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

河

退へ

いとわりやうに

侍の作法

いと思ふやうなる作法まゐらせ

うり作法

秘

行事うれ河八河乃うり作法

かゝひうり作事作法正法

也

大弁乃作法

秘

明石上之

作法うひ姫うてとゝ以ゝ作法

作法これを姫君乃作法あを見

とゝ十月ふゝりあゝ

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan